

6月10日（火曜日）

第3日目

平成26年 6 月10日（火曜日）

議事日程第 3 号

平成26年 6 月10日（火曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

第 2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 佐 藤 芳 忠 君

- ・ 市立病院の赤字を補填するために、毎年 7 億5,000万円もの市費が投入されている。

患者数は紹介状制度を開始してから年に 6 万8,000人も減少している

- ① 紹介状制度開始後 5 年間で減少した34万人分の患者の医業収益は
- ② 紹介状制度開始後 5 年間で施設維持管理費は、どれだけ節減されたのか
- ③ 平成26年度から30年度までの中期経営計画で黒字に転換できるのか否か

2. 相 馬 エミ子 君

(1) 小畑市長の政治姿勢について

- ① 市政を振り返ってみて、この 4 年近くをどのように総括されるのか
- ② 市長選への 7 選出馬について
- ③ 大館商工会議所と大館北秋商工会からの要望書の取り扱いについて

(2) 集団的自衛権の行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について

(3) 認知症対策について

(4) 改悪される介護保険制度について

(5) 病院看護師の処遇について

3. 千 葉 倉 男 君

(1) 空き家の実態把握と対策について

- ① 火災を未然に防ぐ観点から、市内における空き家・廃屋での不審者情報や不審火情報など、市当局ではどの程度把握しているのか

- ② 町の景観を損ねたり、環境保全の観点からも現状の実態把握はしているのか。また、その対策は
- ③ 犯罪の誘発など住民の安全・安心な生活が脅かされるような空き家があるのかどうか。実態把握とその対策について
- ④ 倒壊などにより第三者に被害が及ぶ。防災の観点からの実態把握と対策について
- (2) 児童の交通安全対策と学校の危機管理実施状況について
- (3) 保育士不足と保育行政の取り組みについて
- (4) 緊急速報エリアメールが導入され2年が経過したが、活用実態について

4. 笹 島 愛 子 君

- (1) 東北6県市町村長「九条の会連合」の結成とアピールについて、市長の見解を
- (2) 国民健康保険証から資格証になった世帯の生活実態を把握しているのか
- (3) 農業・農地・食料等の将来展望について
 - ① 市民の農業所得が今後どうなると見通しているのか
 - ② 食の安全性は
 - ③ 多面的機能促進法案で本市の農地や環境は
 - ④ 農業委員会制度の見直しについて
- (4) 住宅リフォーム助成制度について
- (5) 職員の人事評価について
- (6) 矢立小学校と中学校の給食は、現在の自校方式で
 - ・ 自校方式での給食存続は必須
- (7) 青少年ホームのトイレを洋式に

5. 虻 川 久 崇 君

- (1) 人口減少問題について
 - ① 消滅可能性都市をどのように受けとめたのか
 - ② 人口減少問題・若年女性減少問題に焦点を当て、政策の中心に置くべき
- (2) 農業問題について
 - ① 昨年の豪雨災害について
 - ② 大館市農業ビジョン・農地プランについて
- (3) 買い物弱者を支える取り組みについて
 - ・ 当市の現状、そしてどのような取り組みをしているのか
- (4) 川口字横岩岱の水害対策について
 - ・ 治水のため抜本的な改修が必要であり、先頭に立って取り組んでいただきたい
- (5) 下川沿駅舎横のトイレ改修について
 - ・ 老朽化が進み改築の必要性が出てきた

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1番	小棚木 政之君	2番	武 田 晋君
3番	佐 藤 照雄君	4番	小 畑 淳君
5番	花 岡 有一君	6番	中 村 弘美君
7番	畠 沢 一郎君	8番	伊 藤 毅君
9番	藤 原 明君	10番	千 葉 倉男君
11番	佐 藤 久勝君	12番	仲 沢 誠也君
13番	虻 川 久崇君	14番	石 田 雅男君
15番	藤 原 美佐保君	16番	斉 藤 則幸君
17番	明 石 宏康君	18番	佐 藤 芳忠君
19番	吉 原 正君	20番	佐々木 公司君
21番	佐 藤 健一君	22番	田 中 耕太郎君
23番	富 樫 孝君	24番	田 村 齊君
25番	菅 大輔君	26番	笹 島 愛子君
27番	相 馬 エミ子君	28番	高 橋 松治君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	小 畑 元君
副 市	長	吉 田 光明君
総 務 部	長	名 村 伸一君
総 務 課	長	虻 川 正裕君
財 政 課	長	北 林 武彦君
市 民 部	長	日 景 省蔵君
福 祉 部	長	佐 藤 孝弘君
産 業 部	長	飯 泉 信夫君
建 設 部	長	佐 藤 雄幸君
会 計 管 理 者		石戸谷 清美君
病 院 事 業 管 理 者		佐々木 睦男君
市立総合病院事務局長		虻 川 信幸君
消 防 長		佐 藤 久仁君

教	育	長	高	橋	善	之	君
教	育	次	長	大	森	公	咲
選挙管理委員会事務局	長		山	口	由	秀	君
農業委員会事務局	長		若	松	俊	一	君
監査委員事務局	長		小	林		浩	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	花	田	一	美	君
次			長	笹	谷	能	正	君
係			長	畠	沢	昌	人	君
主			査	長	崎		淳	君
主			査	大	里	克	史	君
主			査	北	林		亘	君

午前10時00分 開 議

○議長（中村弘美君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（中村弘美君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、佐藤芳忠君の一般質問を許します。

〔18番 佐藤芳忠君 登壇〕（拍手）

〔「同級生、頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○18番（佐藤芳忠君） ただいま、高校3年でお互い40番と41番という同級生から励ましをいただきまして、頑張りたいと思います。

政府は、5月27日に経済財政諮問会議を開き、諮問会議に地方自治体の財政健全化を促すため、都道府県や市町村が運営する公立病院や下水道などの公営企業の赤字削減策へ具体的な対応を求めました。公立病院の経営健全化を促すための現行の指針は平成19年度に策定され、当市を初めとして各自治体は指針に基づき人件費の削減などに取り組んでいますが、総務省の調査では24年度は全国約900の公立病院のうち約半分が赤字でした。諮問会議の議員は、同様の形態の民間病院と経費を比較し、公立病院は経営の効率化を図るべきだと指摘しました。これを受けて新藤義孝総務相は、新たな公立病院改革の指針を今年度中に策定する考えを表明しました。さて、当市の公立病院の経営状況を見てみると、平成24年度の一般・特別・企業会計の決算額は歳入が723億883万8,000円、歳出が714億244万2,000円、差し引き9億639万6,000円の黒字でした。病院・水道・工業用水道・下水道などの企業会計は14億6,873万6,000円の赤字でしたが、一般会計と特別会計が23億7,513万2,000円の黒字だったため、9億639万6,000円の黒字になったものです。市立病院と扇田病院は、歳入が116億9,120万6,000円、歳出が121億7,755万8,000円で、差し引き4億8,635万2,000円の赤字決算でした。しかし、この数字には繰出金というからくりがあるのです。平成24年度の2病院への繰出金は16億3,958万2,000円であり、国からの普通交付税と特別交付税は算入ベースで10億5,580万1,000円でしたが、交付ベースでは7億7,882万9,000円だったため、市負担分は8億6,075万3,000円になりました。このように、国からの7億7,882万9,000円と市からの8億6,075万3,000円の繰出金・補助があつての4億8,635万2,000円の赤字なのです。もし、一般会計からの8億6,075万3,000円の繰出金という名の補助がなければ、この2病院の赤字額は13億4,710万5,000円という膨大なものだったのです。市立病院への市負担分の繰出金は平成21年度が8億1,888万9,000円、22年度が7億6,434万2,000円、23年度が8億1,188万3,000円、24年度が7億855万円、25年度見込みが6億

5,981万5,000円という額であり、5年間で37億6,347万9,000円、年平均で7億5,269万5,800円ものお金を市が負担しています。つまり、**市立病院の赤字を補填するために、毎年7億5,000万円もの市費が投入されているのです。**これは、病院会計が黒字なら補助する必要がないお金であり、病院会計への赤字補填は市の財政を大きく圧迫しています。もし、市内の民間病院が市立病院と同じような状況だったら、毎年7、8億円ものお金を銀行から借りなくては経営が成り立たないような状況なら、とっくに倒産しているでしょう。昔は病院など公の施設は赤字でも構わないという風潮でしたが、今はそうではありません。政府が、都道府県や市町村が運営する公立病院の赤字削減策へ具体的な対応を求める時代なのです。全国の公立病院のうち約半分以上が黒字経営をしているのですから、公立病院だから赤字で当然だとあぐらをかいてはいけない時代なのです。当市の病院も赤字から脱却するために、患者数をふやし、経費を削減し、経営の効率化を図らなくてはなりません。病院の経営改革プランでも「独立採算・自立性の観点からも繰入金に頼らない病院経営が求められている。経営改善に努める」としているではありませんか。当市の病院は経営改革プランに基づき、収益確保や経費節減に努め、経営基盤強化を進めるとしていますが、収益確保の根幹である患者数を見てみると、市立病院の外来患者数は紹介状制度開始前の平成17年度から19年度までは年平均32万7,081人でしたが、開始後の平成21年度から25年度までは年平均が27万653人と5万6,428人も減っています。特に、25年度は26万5,947人と17年度以来、最低の外来患者数でした。最大の17年度の34万1,140人から見ると7万5,193人も減っています。また、市立病院の入院患者数も紹介状制度開始前の平成17年度から19年度までは年平均15万1,220人でしたが、開始後の平成21年度から25年度までは年平均が13万9,294人と1万1,926人も減っています。そして、やはり25年度は12万4,919人と17年度以来、最低の入院患者数で初めて13万人を切ってしまいました。入院患者数も、最大の17年度の15万6,480人から見ると3万1,561人も減っています。医師の数は、平成17年度から19年度までの平均が47.3人でしたが、平成21年度から25年度までの平均は50.4人と3.1人ふえていますので、この年5万6,000人の外来患者の減少と年1万2,000人の入院患者の減少は、医師が減ったことによるものではありません。このように、患者数が減少したのは紹介状制度を開始し、紹介・逆紹介を積極的に行うことで適正な外来患者数を確保するという目標を立てて、意図的に患者数を減らしてきたからです。紹介率、すなわち患者に紹介状を持参させる目標は21年度が45%、22年度が50%、23年度から25年度までが60%であり、逆紹介率、すなわち症状が落ち着いた患者を個人医院へ紹介する目標は、21年度から25年度までが40%です。つまり、紹介状を持参しない患者は診察しないようにすることで新患を減らし、治りかけた患者は個人医院へ回すことで外来患者を減らしてきたのです。紹介状制度開始当初は、紹介状の必要な科が第一内科・第二内科・脳神経外科・泌尿器科の4つの科だけでしたが、平成26年には呼吸器循環器内科・消化器血液腫瘍内科・内分泌代謝神経内科・眼科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・放射線科と8科にもなってしまいました。紹介状はあくまでも原則であり、紹介状がなくても

医師は診察しなくてはならないということが医師法で定められているのに、紹介・逆紹介を積極的に行うことで適正な外来患者数を確保するという目標から、紹介状を持ってこない多くの患者を個人医院へ回したり、どうしても診察してほしいという患者を長時間待たせたりしたため、「市立病院は、紹介状がなければ診てもらえない」「紹介状を持っていかないと、何時間も待たされる」「総合病院である市立病院に行きたいが、民間の医院に行き、紹介状をもらってから市立病院に行くのでは時間も金もかかりすぎる」などの理由から患者数が激減したのです。民間病院で患者をふやすために努力しているときに、市立病院は患者を拒否し、みずから収益を減らしてきたのです。平成20年度に紹介状制度を開始してから外来患者で5万6,000人、入院患者で1万2,000人、年平均で6万8,000人も患者が減ってしまいました。紹介状制度開始後の平成21年度から25年度までで、実に34万人も患者が減ってしまったのです。病院経営の根幹である患者数がこれほど減少し、どうして収益が確保できるでしょうか。また、経営改革プランでは経費節減に努めるとしていますが、本当に経費の節減に努めているのでしょうか。市役所では、毎年、当初予算編成に際し、人件費や公債費などの義務的経費を除いた事業について、「前年度当初予算額対比で一般財源ベース数%減とするように」と市長が各課の管理職に指示し、経費の削減に努めています。合併後の平成18年度は3%以上減、19年度は7%減、20年度は9%減、21年度は6%減、22年度は5%減、23年度は6%減、24年度は7%減、25年度も7%減、26年度は6%減が市長から指示され、職員一丸となって経費の削減に努めています。この削減率がどれほど厳しいものかということ、例えば、平成17年度に100万円であった委託料が、20年度には82万911円、23年度には68万9,089円、そして26年度には56万233円に半減してしまうほどの厳しい削減なのです。ですから、現在、市役所の各課は雑巾を絞っても一滴の水も出ないほどの厳しい予算で仕事をしています。職員がトイレや庁舎の破損等の修理をして予算を削減しているのです。しかしながら、企業会計である市立病院はこの対象外であることから、経費は改革プランの努力目標である節減すらなされていない状況にあります。例えば、清掃委託料について見てみると、市役所は平成18年度に1,121万4,000円であったものが26年度には953万2,080円と168万1,920円、15%削減していますが、市立病院は病院改築後の平成20年度に8,089万2,000円であったものが26年度予算額では8,372万1,600円と282万9,600円、3.5%増加しています。また、夜間警備委託料は、市役所は平成18年度に550万3,680円であったものが26年度には532万6,560円と17万7,120円、3.2%削減していますが、市立病院は平成20年度に441万円であったものが26年度予算額では570万2,400円と129万2,400円、29.3%増加しているのです。また、市立病院では平成24年度まで1,000万円を超える委託業務が、1社見積もりの随意契約で委託されていました。市役所では考えられないような安易な随意契約が行なわれていたのです。私が決算特別委員会で指摘しなければ、まだ行われていたことと思います。一例を挙げれば、平成23年度のメッセンジャー業務は専門的な知識や技能や経験を有するとして1社見積もりで、1,202万円で随意契約されています。この業務内容は検査データの受領、レン

トゲン写真の回収、書類等の提出と回収、注射液の搬送、消耗品在庫の点検補充などです。これらの業務のどこに専門性があるのでしょうか。また、夜間受付業務も市立病院が要求する知識・技能を有し、施設に精通していると、やはり1社見積もりで2,317万円で随意契約されていますが、その内容は患者の受付、電話の取り次ぎ、診療費の収納などです。専門性などありはしません。市役所のように厳格で公正な委託契約を行わず、長年このような1社見積もりの随意契約をしていて経費が削減できるわけがありません。市立病院は経営改革プランに基づき、収益確保や経費節減に努め経営基盤強化を進めるとしていますが、収益の根幹である**患者数は紹介状制度を開始してから年に6万8,000人も減少しています**。もし、市立病院が本当に収益確保や経費節減に努め経営基盤を強化する気があるのなら、患者数をふやし、経費を節減ではなく削減しなくてはなりません。患者数をふやし、収益を確保し、赤字から脱却するためには紹介状制度をやめて患者をふやし、市役所のように毎年数%減という厳しい目標を立てて、経費を節減ではなく削減しなくてはなりません。今、ここで大なたを振るわなければ、市立病院は永久に膨大な赤字から抜け出せないでしょう。市長も「今後も地方交付税の減少などにより、財政状況が厳しくなることが見込まれるほか、地方公共団体の持続性を脅かすようなことも想定される。新たな改革に取り組まなければならない」と言っています。市長が言うように、市の財政は非常に厳しい状況にあり、病院へ補助できないときが来るかもしれません。そのためにも、市立病院は真剣に赤字を減らす努力をしなくてはならないのです。最初に述べたとおり、国は平成19年に病院経営改革を行うようにガイドラインを示しました。これにより、当市は平成20年12月に大館市病院事業経営改革プランを策定しました。この計画期間は平成21年度から25年度までの5カ年でしたので、既に結果が出ているはずですが、そこでお伺いします。病院事業経営改革プランの計画期間である21年度からの5年間は、紹介状制度開始後の5年間と一致します。この間、患者数は外来で28万人、入院で6万人、合わせて34万人も減少しました。概算で結構ですので、①**紹介状制度開始後5年間で減少した34万人分の患者の医業収益は、いかに少なかったのでしょうか。**②**紹介状制度開始後5年間で施設維持管理費は、どれだけ節減されたのでしょうか。**そして、③**平成26年度から30年度までの中期経営計画では、収益の確保に最も大きな影響を及ぼす病床利用率と在院日数については適正な維持を行っていくとしながら、26年度は病床利用率が80%、在院日数が15.3日、30年度が82%の14.4日と、22年度の85.6%の16.7日より大幅に低く、少ない目標としています。22年度の収支が2億2,459万円の赤字でしたので、この目標では黒字になるとは考えられません。また、紹介と逆紹介についても、経営改革プラン同様に行っていくとしています。しかも、紹介率の目標は30年度で80%という高いものです。つまり、今までと同じく患者はふやさないという計画です。紹介状制度開始後、34万人も患者を減らし赤字だったのに、このように入院患者も外来患者もさらに減らすような計画を立てて、30年度までに**黒字に転換できるのか否か**。以上3点についてお伺いいたします。**

どうも。（拍手）（降壇）

○病院事業管理者（佐々木睦男君） お答えいたします。

市病の紹介状制度開始後の年6万8,000人の患者減と年7億5,000万円の市費の投入について。

①紹介状制度開始後5年間で減少した34万人分の患者の医業収益についてでございます。平成19年度までの3カ年の平均患者数と25年度までの5カ年の平均患者数を比較しますと、入院で1万2,000人、外来で5万6,000人、合わせて単年度で6万8,000人の減少となっています。この患者数に、単純に平均診療単価を乗じますと約7億6,000万円となります。以前の3カ年の入院平均患者数が15万1,000人、診療単価が2万8,000円、外来は32万7,000人で単価が7,000円であるのに対し、21年度以降の5年間では入院患者数が13万9,000人と減っていますが、単価は3万6,000円、外来が27万1,000人で単価1万円となっており、患者数は減ったものの診療単価は入院で8,000円、外来で3,000円ふえており、入院・外来を合わせた医業収益でも年平均12億5,000万円増加しています。この間、医療を取り巻く情勢は大きく変わっておりまして、医療の高度化・複雑化の急速な進展、救急病院としての役割の増大、地方の慢性的な医師不足など、国では勤務医の過大な負担を軽減するために、かかりつけ医などの医療機関と急性期医療を担う医療機関との機能分化を積極的に推進しています。このことから、当院でも初診の場合について、かかりつけ医からの紹介状をお願いするなど機能分化を進めている中で、患者数の適正化に取り組んだところであります。こうした中、平成21年には、がん診療拠点病院の指定を受け、平成25年には病院機能評価を取得するなど病院機能・療養環境を維持・向上させ、市民の皆様の安心・安全に寄与することができたものと考えております。さらに、7対1入院基本料施設基準の取得、またD P C対象病院への移行などにより大幅に診療単価が増加したことで、将来を見据えた経営の安定化を図ってきたところであります。

次に、②紹介状制度開始後5年間の施設維持管理費の節減額についてでございますけれども、清掃・夜間受付・夜間警備・電気ボイラー設備管理委託料などについては、平成21年度は合わせて1億5,200万円でしたが、社会保険料率の上昇や人数増等がある中で入札の実施や長期契約を進めたことから、平成25年度では1億4,600万円と約600万円の節減となっております。また、この5年間には震災があり、原油価格の高騰や電気料金の値上げなどもありましたが、適正な温度管理・節水装置の導入・照明のLED化などを行い、光熱水費の節減に努めているところであります。

③26年度から30年度までの中期経営計画で黒字に転換できるのか否かという点についてでございますけれども、昨年12月の策定時における収支計画では、本年に行う医療情報システムの更新（電子カルテ化）に伴い、多額の減価償却費が計上されることから、平成30年度までの期間中での黒字化は難しいものと考えているものの、D P C導入で得られたデータを基に診療の適正化を進めることなどの収益確保とともに、さまざまな経費節減策を講じる中で、最終年度である平成30年度には約900万円の純損失にまで赤字を縮減していく計画としております。この4月に行われた診療報酬改定では、消費税増税分を除くと実質マイナス改定になっていること、

国では全国の急性期病床の再編を進める方針であることなど、状況は大変厳しい中、中期経営計画についても今後の医療制度の動向を踏まえながら、毎年度、評価と見直しを加え黒字化を目指してまいりたいと思いますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○18番（佐藤芳忠君） 議長、18番。

○議長（中村弘美君） 18番。

○18番（佐藤芳忠君） 1点目の質問で、「34万人分の医業収益はいくらか」というお答えが今、管理者からあり、「7.6億円」というお答えであったと思うのですが、私が計算したところによりますと52億円でした。そこで、第1点、紹介状制度を開始してから34万人も患者が減りまして、病院の計算で7.6億円、私の計算で52億円の医業収益が失われたことは事実です。患者数がこのように激減したことを知りながら、というよりも紹介・逆紹介率を高めることを目標として減らしていたのに、どうしてその後、赤字なのに患者数をふやして医業収益をふやすような対策をとらなかったのかお伺いします。

第2点、施設維持管理費は、「1億4,600万円の削減に努めた」ということですが、今後、市役所のように毎年数%という節減目標を設けて経費を削減する考えがおありなのか否かお伺いします。

第3点、中期経営計画で先ほど管理者は「収益確保をする」とお答えになりましたが、収益の確保はどのような手段でなさるのかお伺いします。

第4点、先ほど管理者は「患者の適正化を図る」とおっしゃいました。患者の適正化というのは、1日何人の患者でしょうか。以上、4点についてお伺いします。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 議長。

○議長（中村弘美君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） お答えいたします。第1点目、患者の減少による医業収益ということで、こちらで計算したものがウン万円ということでございますけれども、なぜ、そうなったのかということについては、皆さんに質の高い安全な二次医療を提供しようということに特化しているということでございます。

第2点目、毎年目標をもって節減する意思はないかということでございますけれども、これにつきましては、御指摘のとおり病院でも経費削減にいろいろ努力してまいりたいと考えています。

第3点目でございますけれども、収益確保の目標をどのような方法でということにつきましては、御存じのとおり今、7対1の病院が非常に多過ぎて、国が削減しようとしているわけです。ですから、いろいろな医療施策が毎年毎年変わるわけでございます。それにいち早く対応して、しかるべき病院のあり方ということを早急に我々も検討して、国の施策に乗りおくれなような方向でまいりたいと思っています。

第4点目、1日の患者は何人が適正かということでございますが、ベッド数の1倍から1.2～1.3倍という概算はありますけれども、これは医師の数との相対関係でございますので、あくまでも概算でございます。ただ、大館市立総合病院の例をとりましても、かつては1,300人ぐらい来ていましたけれども、ベッド数から見れば多すぎると専門家から言われておりますので、現在の1,000人から1,000人ちょっと過ぎたぐらいまでが、妥当な数と考えています。以上でございます。

○18番（佐藤芳忠君） 議長、18番。

○議長（中村弘美君） 18番。

○18番（佐藤芳忠君） 今の管理者の答弁で、第1点目の患者をふやすような対策をとらなかった理由が、はっきり言ってよく聞き取れなかったのですが、最後に、今のまま患者がふえなくては、26年からの経営計画でも赤字となっています。患者がふえなければ赤字です。先ほど「どのような方法で収益を確保するのか」と私は聞きましたけれども、それに対しても明確な御答弁がありませんでした。私だけではなく、世の中のどこの病院も患者がふえて収益が上がることは事実です。ですから、市立病院では患者をふやす、ふやして収益を上げる気があるのか否か、第1点お伺いいたします。

そして、第2点。今、管理者は目標の人数を余りはっきりおっしゃいませんでした。しかし、25年度の目標は1,100人でした。そして、26年度からの目標についても計画で定められているはずです。もし、資料がなかったら結構ですが、そこに資料があると思いますので、26年度からも1,100人程度で定められているはずです。この1,100人程度というのは、24年度と同じ程度の患者数でありまして、1,100人を目標とするのであれば、24年度と同じ程度の赤字しか出てこないということになります。その点、いかがでしょうか。要するに私は、市立病院には健全な経営をしていただいて、長く市民の病院であってほしいと思っています。ところが、私が言いましたように市立病院では患者を減らすような施策をとった結果、21年度の経営改革プランから26年度の経営計画に至る10年間、「経費を節減する」「収益を確保する」という目標を掲げていながら10年間たっても赤字のままです。このような10年間も赤字のままのような計画は見直したらいかがでしょうか。以上、何とかお答えください。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 議長。

○議長（中村弘美君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） お答えします。1点目でございますけれども、患者がふえなければ収入は上がらないのではないかとありますが、実際、御指摘のとおり100%とは言いませんけれども、そういう面もございます。現在、市立病院では、患者さんがむしろ減っているのです。その原因が人口減少なのか、その他のファクターがあるのか、いろいろ考えますけれども、私たちもこの大館市の人口と総合病院の規模を勘案して、どのくらいが適正かということは常に意識して勉強していることでございます。したがって、患者さんがふえ

れば、ふえたなりの対応をしなければいけないということで、ふやす、ふやさないは現在検討中でございます。

それから、病院の健全な経営を求めるということでございますけれども、確におっしゃるとおりです。ただし、これは今までの医療環境において医師が整っているから申し上げられます。しかし、これからは医療環境がどう変化していくかわかりません。我々が今、この中期計画目標を30年度まで立てていきますけれども、その数字がそのまま行くかどうかはわからないわけでありまして。東北北部の秋田県・青森県は、非常に医師不足で困難だということは御存じのとおりだと思います。その医師の派遣がどうなるかということは、我々にもなかなか予想がつかないことです。ですから、私としては現在置かれている状況を、そのまま維持をするということに懸命です。将来、5年後にどうなるかということは、ちょっと予想はできない。ただ、数字の上では予想がつきます。そのような思いで毎日毎日やっているつもりですので、御理解いただければ幸いです。以上でございます。

○議長（中村弘美君） 次に、相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔27番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○27番（相馬エミ子君） 新生クラブの相馬エミ子でございます。通告に従いまして、順次質問をしたいと思います。ちょっと風邪ざみでございまして、喉の調子がまいいちです。聞き苦しいかと思いますが、最後までおつき合いをお願いしたいと思います。また、同僚議員と重複する質問もありますが、私なりに質問をいたします。

初めに、小畑市長の政治姿勢について質問いたします。6期目の任期も最終年度となりました。思えば、前回の市長選は保守系同士の三つどもえ戦で、しかも、8年振りの市長選となり、6選を果たした小畑市長は記者会見の中で次のように述べられていました。「1市2町による合併後初めての市長選だったが、本当の意味で一体的に機能できるか」といったことや、震災直後でもあり、市民の不安解消など安心して暮らせる具体策を示す必要があるとして「雇用確保・地域経済対策・医療・福祉などを充実させ、人口が減少して過疎化しても安心して暮らせるまちづくりを考え、市民の皆さんが不可能と言われることでも果敢に挑戦することに期待をしている」と、このように所信表明をされていたのであります。また、23年の市長選で掲げたマニフェストを検証してみますと、5つのテーマで78項目、132事業を掲げています。その中で特に事情のあるものは除いたとしても、130事業は既に着手済みであることなど、一定の評価ができるのではないかと思います。特に、最重要施策として取り組んできた雇用確保については、豚の生産から精肉・加工まで一貫したシステムの構築による畜産基地化やリサイクル産業の拡大支援、また、企業誘致などを積極的に進めており、特に日沿道の整備効果による企業誘致では、24年度に12社15工場、投資額150億円、新規雇用144人となっており、しかも25年度も同様の状況であることなどからしても、予想以上の効果を上げていることが確かであります。

また、厳しい財政状況の中で、必要な施策を厳選し、集中投資を図り、何よりも地域経済の活性化や住民福祉の向上などにも努められてきたわけですが、このたびの向町市営住宅建設事業で、7階建てから5階建てに方向転換した一連の騒動は当局の説明不足などから近隣住民が7階建てに反対をし、結局5階建てに変更することで終息をしております。このようなことなどを踏まえた上で、市長自身の自己評価については70%程度と地元紙の新春インタビューなどで答えておりましたが、4年の任期も10カ月足らずと迫り、景気低迷や人口減少といった課題、新庁舎建設問題などやり残していること、また、いろいろな思いや反省点などあろうかと思えます。いかがでしょうか。そこで、小畑市長、**市政を振り返ってみて、この4年近くをどのように総括されるのでしょうか、お聞かせください。**

また、4年の任期も後半ともなりますと市民の間では、さまざまな憶測がささやかれております。先般、ある市民から副市長の進退問題について聞かれ、驚いてしまいました。突然のことだけに「なぜ、今この時期にどうしたのだろう」と思ったのは、私だけでしょうか。副市長に失態でもあったのであればいざ知らず、しかも市民の間では「市長選に出馬するのではないか」と、時期が時期だけにあらぬうわさがひとり歩きしているのには驚きます。何かうわさに上るような事実があったのかどうか答えられる範囲で結構ですので、当事者の副市長から答弁をお願いしたいと思います。このように任期も終盤ともなりますと、いろいろと取り沙汰されるのが世の常であり、お互いの腹の探り合いが始まるのもこれからであります。特に注目されているのは、全国最多の6期目を務めている小畑市長の動向であります。前回の選挙では、多選弊害と言われながらも見事に6選を果たされたわけですが、任期も最終年度となりました。来年4月に予定されている**市長選への7選出馬についての決意のほどをお聞かせください。**

また、小畑市長は26年度が任期最終年度となっていることから、最重点として本庁舎の整備構想の策定を上げておられます。しかも、機能的で市民にとって利便性の高い庁舎づくりを目指したいとして、25年3月には本庁舎建設検討委員会から答申があり、それを受けて議会に特別委員会が設置され、これまで12回の特別委員会が開かれるなどしてきました。26年度中には新庁舎基本計画案の策定や文化財の試掘調査などを行う予定だったわけですが、今ここにきて突然降って湧いたように大館商工会議所と大館北秋商工会から待ったがかかりました。余りにも唐突な出来事に驚くというよりも「なぜ、今ごろになって」という思いと、「私たち議会の進め方に何か問題があるのか」と自問しているのは私だけでしょうか。しかも、庁舎建設場所については商工会推薦者・学識経験者、市民の代表らでつくる本庁舎建設検討委員会が、昨年3月に現庁舎敷地周辺が適地であるという答申のもとで、しかも、それを踏まえる形で桂城公園内の配置例3カ所を盛り込んだ基本構想案をまとめ、議会としても本庁舎特別委員会が今定例会最終日に報告する運びとなっていた矢先の出来事だけに啞然としてしまいます。そこで市長に伺いますが、**大館商工会議所と大館北秋商工会からの要望書の取り扱いについて**であります。議会の議論を見守るとしているようですが、議会としてはあくまでも要望なので回答

するだけの効力はないということのようでありますが、市長自身はこの問題をどのように受けとめているのでしょうか。また、庁舎建設場所の再考についての考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、**集団的自衛権の行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について**質問いたします。歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されない」との見解を踏みにじってきました。しかし、安倍首相は2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更「与党と議論し、政府として責任を持って閣議決定をし、その上で国会で論議していただきたい」と述べられ、国会審議を経ず内閣の一存だけで強行する考えをより明確に示されました。政府は、安倍首相の私的懇談会である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を受け、集団的自衛権の行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整した上で閣議決定を行う予定とされているのです。しかし、このように一内閣だけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできないのであります。そこで、市長にお伺いいたしますが、安倍首相はこそくな手でこの国のありようを大きく変えようとしています。日本国憲法の主権在民・基本的人権の尊重・平和主義という原則を堅持し続けるためにも、安倍政権の安全保障政策を許してはならないと思うのですが、いかがでしょうか。幾ら政府の問題とはいえ、戦争ができる国にするための地ならしを着々と進めるための今回の集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書の提出について、市長の見解をお聞かせください。

次に、**認知症対策について**質問いたします。我が国は高齢化率が世界一高く、しかも認知症の高齢者は年々ふえ続けていると言われ、深刻な問題となっています。実は、私も認知症の母の介護をして4年目になります。厚生労働省の推計では、要支援2以上の人で認知症の人が439万人、また、正常な人と認知症の中間の軽度認知障害の人は380万人を超えと言われ、合計で800万人近い人が認知症と想定されております。日本では逆転現象が生じてきており、今、国会で審議中の医療・介護総合法案によりますと、認知症の人の介護を家族介護に戻そうとする改悪が提案されております。利用者にとって毎年のように削減される社会保障費は、保険料を納めても結局はサービス利用が困難になる高齢者がふえることが予想されます。これでは、早期発見・早期対応の認知症ケアの原則に反し、軽度も含む認知症の高齢者のサービスが制限されることなどからも大量の介護難民が生み出される可能性があると考えられますが、いかがでしょうか。そこで、今回の改正案で軽度の認知症などは地域支援事業へと移すことになっておりますが、当市の認知症対策について今後どのように進めようとしているのか、お伺いいたします。また、認知症の人が徘徊中に列車にはねられ、91歳の男性が死亡した事故で、名古屋高裁は同居していた85歳の妻に監督責任を認める不当判決を出し、認知症の介護をしている人

たちに衝撃を与えたこの問題は、まだ記憶に新しく残っています。このように列車に接触したり、行方不明になったり、命を落したりという痛ましい事故が相次いでいるのが現状であり、しかも、65歳以上の6人に1人が認知症と言われ、早期発見・早期治療によって早ければ早いほど治る可能性があるとも言われておりますが、各自治体の取り組みのおくれが指摘されているのであります。そこで当局にお伺いいたします。当市の認知症の実態について把握されているのかどうか、まずお伺いいたします。また、高齢者などの徘徊SOSネットワークなどをつくり、地域の連携を図りながら見守りを強める必要があろうかと思いますが、いかがでしょうか。高齢者などの徘徊SOSネットワークについての考えをお聞かせください。また、今後、高齢の認知症患者は2025年問題などを視野に入れても、ますます大変な問題であります。そのキーワードは何と言っても、元気なうちからの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、重度化の予防などであり、介護が必要になっても自立支援でありたい、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる老後の安心を保障してほしいものであります。

次に、**改悪される介護保険制度について**質問いたします。2015年4月実施予定の第6期介護保険事業計画が社会保障審議会第53回介護保険部会において全体像が明らかになりました。それによりますと、持続可能な介護保険制度とするため、給付・保険料の水準も推計し、利用者から保険料の徴収をしながら、そのサービス利用を介護保険から切り離す内容となっていることに啞然としてしまいました。まさに改悪であります。改正案では要支援のデイサービスとホームヘルプサービスを給付から外し、新しい総合事業として介護保険事業から切り離すというものです。しかも、それを各市町村に移管、保険者が計画を策定し、地域支援事業の予算の範囲内でデイサービスやホームヘルプサービスの予算を決めていくことになるわけではありますが、そうなりますと当然右肩上がりに伸び続けてきたデイサービスなどに制限が加えられていくことが予想されます。介護サービスの低下につながっていくのは明白であります。また、介護保険事業の26%を占めると言われる通所介護とホームヘルプサービスの2つの事業を地域支援事業に置きかえることで、介護労働者の賃金構造などにも大きな変化が出てくるという懸念材料が見えてくると思われます。安上がりの介護に置きかえられれば、結局は介護職の大量離職を招きかねない内容を含んでいるように思えてならないのですが、いかがでしょうか。そこで1点目として、生活支援事業の受け皿について考えをお聞かせください。地域支援事業の中の予防給付の単価設定は全国一律ではなく、各市町村の裁量に委ねられるわけですが、体力のある市町村と債務を抱えた市町村との格差、高齢者の尊厳や自立支援に問題意識を寄せる自治体と、そうではない自治体との間に格差が生じてくるのも明白であります。そこで2点目として、当市の場合、生活支援事業の対象となる要支援の人は何人ぐらいを想定しているのでしょうか、お伺いいたします。また、今回の改正案では施設サービスの中でも一番利用者が多いと言われる特別養護老人ホームの利用については、要介護3以上の人に限るとしておりますが、要介護1・2の人を軽度者として、厚生労働省では空き家などを利用した高齢者ハウス（仮称）での

生活サービスを提供するというものであります。確かに、特養ホーム不足の深刻さはどこでも指摘をされ、当市の場合も相変わらず400人以上の待機者がいる現状からして深刻な問題でもあります。そこで、制度の見直しは、特養施設利用については要介護3以上の人に限ると限定していますが、要介護1・2の人の施設利用状況と待機者についての実態調査などを行っているのかどうか、お聞かせください。また、介護保険の費用は1割が利用者負担で、残りの9割は税金と介護保険料で公費負担となっていますが、改正案では一定以上の所得者——年収280万円以上の人の利用料を2割に引き上げるというものです。2割負担ということは利用料が2倍になるということであり、一定以上の所得がある人が果たしてサービスを継続利用できるのかどうかという問題が出てきます。絶対的な負担能力の試算は誰もできないと思うのですが、いかがでしょうか。そこで、当市の場合、現在介護保険を申請し、サービスを受けている人の中で2割負担に該当する人は何人ぐらいおられるのでしょうか、お伺いいたします。また、介護保険制度は本来、介護の社会化を実現させるためにできた制度ですが、結局は家族介護が前提として成り立っているのが現状であり、その結果、在宅で今何が起きているのかといえば高齢者の虐待であります。調査では1万5,202件となっており、そのうち女性が7割を超え、しかもふえ続けているのが現状です。また、日経新聞が調査した家族介護によりすると、毎年10万人近い人が介護のために職場を離職していることが浮き彫りになっています。現在、無職で介護している人は266万人、働きながら介護している人が290万人、そのうち働き盛りの40代・50代の人170万人と約6割を占めており、しかもその4割が男性であります。このように、介護保険によるサービスの供給が飛躍的に増加したとはいうものの、それが老後の安心を保障するものではないことをあらわしているのが、この実態であります。そこで、家族介護の実態調査について当市の場合、在宅介護についての実態調査などを行っているのかどうか、お伺いいたします。また、介護が必要な利用者や家族などの介護者から見た今回の制度改正は、消費税の負担とともに利用者負担がふえる上、サービスを利用する権利・受給権、選ぶ権利が縮小されることなどが懸念されるわけですが、保険あって介護なしとならないよう願うものです。最後に、24時間巡回型訪問介護について伺います。この問題については、何度か委員会や一般質問でも取り上げております。先般、同僚議員の質問の中で調査をしている旨の答弁がありましたが、その実態調査の結果について、わかっていたらお聞かせいただきたいと思います。

最後の質問になります。**病院看護師の処遇について**質問いたします。このほど、県医療労働組合連合会が昨年11月に県内の28医療機関に勤務する看護師約4,700人を対象に行った看護職員の労働実態調査の結果を発表した記事が新聞報道されていまして、その結果によりますと、多くの看護師が「仕事をやめたいと思う」と回答しているのには驚きました。その数は80.7%にも上っており、5年前に実施した調査と依然として変わっていないことが今回の調査で明らかになったものです。しかも、仕事をやめたい理由で最も多かったのは「人手不足で仕事がき

つい」が17.6%で、「思うように休暇がとれない」という人が16.7%と続いており、また、前回の調査から仕事の量の変化については、66%の人が「仕事の量がふえた」と回答しております。そのほか、90%以上の人が時間外労働を行っていることも明らかになっており、このうち18.7%の人が、月20時間以上だったこともわかったのです。しかも、夜勤の日数が「月9日以上」と答えたのは28.3%で、「休憩時間が余りとれない」と「全くとれていない」が45.9%にも達していたのであります。この数字だけを捉えて、どうこう言うつもりはありませんけれども、医療現場だけに人ごととは思えない問題ではないでしょうか。そこで、当市立病院の場合、医療現場の第一線でエキスパートとして働く看護師さん方は相変わらず外来病棟のほうが混雑しており、「予約制をとっているにもかかわらず、時間どおりにいかない」など、市民からいろいろな苦情の声が聞かれております。県の医労連の調査によると、多くの看護師が「仕事をやめたい」、その理由については「人手不足で仕事がきつい」、そのほか「思うように休暇がとれない」としておりますけれども、当病院でも独自でこのような調査をする必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。また、90%以上の人が時間外労働を行っていること、しかも月20時間以上の人が18.7%となっていることや夜勤の日数が月9日以上の人など、過酷な労働のもとで医療を扱うことは医療ミスや事故につながりかねない深刻な問題でもあります。そこで、当病院の看護師の労働実態と現状についてお聞かせください。看護師不足が叫ばれている今日、安心して働ける職場環境づくりに頑張ってくださいますようお願いするものであります。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

1点目、小畑市長の政治姿勢についてということで、①小畑市政を振り返ってこれまでの総括をということですが、平成23年6月、6期目の所信表明でお示しましたマニフェスト78項目132事業につきましては、このうちの131事業で一定の成果を出すことができたものと考えております。農業の6次産業化など、まだ着手したばかりのものもありまして課題も多く残っておりますが、企業誘致に関しましては社会資本整備及び雇用確保のための施策の充実を図り、大館の潜在的な可能性を十分に生かした事業展開ができたのではないかと考えております。その結果、この3年間で23社28工場、200億円を超える民間投資が行われまして、200人を超える雇用を創出できたところであります。そのほか、議会並びに市民の御協力のもと高速道路の延伸、市営住宅の建てかえや御成町南地区土地区画整理事業などのまちづくり関連、総合病院を核とした地域医療及び救急医療体制の確立、さらには高齢者フリーパス券、住宅リフォーム補助、LED街灯設置費補助等の各種生活支援、官民による保育体制の充実や高齢者介護など社会福祉関係、指定管理者制度導入や地域との協働による行政手法の転換など、全庁を挙げてさまざまな分野の取り組みを行うことができたものと考えております。今後も市民のた

め、未来を担う子供たちのため、産業政策をさらに強化し、従来からの課題でありました大館駅前再生などに取り組むとともに、将来を見据えた人口減少及び少子化対策に力を注いでいくことが必要と考えます。

②市長選、7回目の出馬について、次期も市長に立候補するのかというお尋ねですが、マニフェストの実現に全力を傾注している最中でありまして、将来における極端な人口減少が危惧されている中、地域社会の不安を取り除くため、全力を尽くして残された任期を全うしたいという気持ちでありますので、御理解をお願いいたします。なお、副市長へのお尋ねがございましたので、後ほど本人から答弁させます。

③大館商工会議所等からの要望書の取り扱いについてであります。本庁舎建設につきまして、学識経験者や公募の市民など13人による本庁舎建設検討委員会において、防災・まちづくり・人口動態・財政など、あらゆる側面から御審議をいただきまして、平成25年3月に答申をいただいたわけであります。その答申を踏まえて、市では建設場所についてはコンパクトシティーの観点から現庁舎敷地及びその周辺が望ましいこと、本庁機能が分散していることから、できる限り早い時点で本庁機能を1カ所に集約すべきであること、厳しい財政状況を踏まえ交付税措置のある合併特例債を活用して整備することを基本に本庁舎建設基本構想案を策定し、議会の特別委員会で御審議をいただいていたところであります。今回の大館商工会議所と大館北秋商工会からの要望書につきましては、本市経済界からの意見として重く受けとめておりますが、現段階での基本構想案を議会にお示ししたうえで、今後広く市民からパブリックコメントを募集したいと考えております。その中において、今回の要望書と同様にさまざまな要望が各方面から出されることも想定されることから、それらを集約していく中で、基本構想に組み入れるべきものがあれば、改めて議会に御相談申し上げたいと考えております。

2点目、**集団的自衛権の行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書**についてであります。憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使については、憲法改正が必要との意見や、そもそも集団的自衛権を行使すべきでないとの意見など、国民の間にもさまざまな議論があります。現段階では、国の議論を見きわめないとその方向性は判断できませんが、国民的理解を得ながらの慎重な対応が必要と考えております。市民の生命・財産・安全を守ることは、行政の最重要課題であると認識しており、市民の安全が脅かされる事態が想定される場合は、市長会や他の自治体と連携しながら声を上げてまいりたいと考えております。

3点目、**認知症対策**についてであります。先ほどの御質問ですが、質問の取り方がまずかったのか、残念ながら幾つかこの場で準備できない数字がございます。従いまして、私の答弁とあわせて、要介護1・2、要支援は何人か、要介護1・2の実態調査について、2割負担が無理ではないか、そして2割負担に耐えられない人は何人いるのか。それから、実態調査等はどうなっているのか、介護保険SOSネットワークのお話もございましたけれども、こういった点につきましては後ほど文章で、議員に詳細なデータをお渡ししたいと思いますので、よろし

く御理解のほどお願い申し上げます。さて、全体の話でありますけれども、市では認知症を正しく理解する認知症講演会の開催や認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの育成を行っているところであります。また、簡単な読み書きや回想法などによる生きがい健康づくり事業や脳トレーニングなどを行う認知症予防教室も実施しております。国においても、認知症対策は重要な課題と捉えており、かかりつけ医の認知症対応力向上研修など医療にかかわる早期診断・早期対応、地域での生活を支える医療サービス及び介護サービスの構築などを盛り込んだ「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に取り組んでいるところであります。認知症は、気づき・早期発見・早期治療が重要であることから認知症講演会や認知症予防教室を継続するとともに、今後は認知症になっても本人の意思が尊重され、状況に応じた適切なサービスが受けられる仕組みを構築してまいりたいと考えております。また、ハード面では本年度2カ所の認知症高齢者グループホームの整備が計画されており、第6期介護保険事業計画においても施設整備に取り組んでいくことが必要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**改悪される介護保険制度について**ということですが、介護保険制度は持続性の確保と地域包括ケアシステムの構築の2点を柱に見直しが行われ、現在、関係法案が国会で審議されているところであります。今回の制度改正では、軽度者を対象とする介護予防サービスの訪問介護と通所介護が、平成29年度末までに保険給付から地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行することになります。これまでどおりの介護事業所によるサービスに加え、NPO法人や民間企業・ボランティア団体などによる多様なサービスが可能となりますが、これらの団体等との十分な調整や団体そのものの体制整備が必要であると考えております。本年3月の事業状況報告によりますと、訪問介護利用件数1,280件のうち要支援の方は459件36%、また、通所介護利用件数2,030件のうち要支援の方は581件約29%であり、これらの利用者が地域支援事業に移ることになります。このたびの改正による制度の運用に当たっては、サービスを低下させないことが最も重要であり、関係機関と協議の上、必要なサービスの確保に万全を期してまいりたいと考えております。また、議員御指摘のとおり介護施設の整備が進む一方で、介護職員の不足が懸念されております。そのため、市では本年度から介護職員の確保・育成を支援するため介護職員の研修費の一部を助成することとし、介護事業所運営法人・研修実施機関、高等学校などに事業内容の周知を図ったところであります。今後も積極的な活用を促し、従来、十分に活用されてこなかった人的資産を発掘しまして、介護職員の確保につなげたいと考えております。次に、家族介護の実態であります。現在、在宅でのサービス利用者は約3,600人です。高齢者の在宅介護につきましては介護用品券の支給や介護慰労金の支給事業、訪問理美容サービスなどを実施しており、また、家族介護における困難な事例につきましては地域包括支援センターが中心となり、その支援に努めているところであります。今後もニーズを把握し、家族介護の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。また、

介護ニーズ調査結果の第6期介護保険事業計画への反映についてであります。計画の策定に当たり、国の指導による高齢者ニーズ調査のほか、介護事業所運営法人や居宅介護支援事業所・地域包括支援センターを対象とするニーズ調査を本年3月に実施したところであります。高齢者ニーズ調査の結果は、介護が必要でありながら介護認定を受けていない方及び認知症の方の推計などに活用していく予定であります。また、法人や事業所の調査結果は、施設整備の需要や介護サービスの充足度を把握するために活用し、第6期の計画に反映させてまいります。次に、24時間対応訪問看護・介護サービスについてであります。調査の結果、このサービスが有効と思われる方は100人ほどであり、今後は先進事業所の運営や利用状況、介護事業所の意向を把握した上で人材確保なども含め、サービスに対応できる事業者の育成を図っていくことも行政の役割だと考えております。国の制度改正を受けて、本市の介護保険事業が今後も持続できるよう、また高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、給付と負担のバランスのとれた第6期の介護保険事業計画の策定に取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。

5点目の病院看護師の処遇については、病院事業管理者からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○副市長（吉田光明君） 議長。

○議長（中村弘美君） 副市長。

○副市長（吉田光明君） 相馬議員より御質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。ただいま、市長がみずからのことで「残された任期をマニフェストを仕上げるために全うしたい」という御答弁を申し上げましたけれども、私も同様に、与えられた任期を地方公務員の本旨でございまして住民福祉の向上と大館市発展のために頑張りたいと思っております。これからは、相馬議員には変わらぬ御指導を賜りますよう切にお願いを申し上げます。次第であります。以上であります。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 相馬議員の病院看護師の処遇についてお答えいたします。総合病院の看護職員数は平成26年6月1日現在で341名となっており、平成19年の病院リニューアル時の304名より37名、また、平成21年の看護基準7対1取得時の323名よりも18名増加しています。次に、看護職員の時間外勤務は、平成21年度以降の平均で職員1人当たり月13.8時間が、平成25年度は13.7時間であり、有給休暇取得日数も平成21年度以降の平均は6.5日で、平成25年度の6.6日とほぼ横ばいになっております。看護師確保のための取り組みですが、6月には社会人を対象に、また、8月には新採枠を中心に採用試験を実施し、幅広く人材を求めているところです。また、平成21年度からは地元秋田看護福祉大学の推薦枠を設け、年3名から5名採用しております。このほか、平成25年度には看護師の奨学金制度を創設したほか、毎年、病院見学会やインターンシップの開催、看護実習の受け入れなど、将来の看護師確保対策を講じてきたところです。さらに、採用後の看護師の定着化対策として、21年度から認定看護

師の資格取得や各種研修会への参加支援、22年度からは院内保育所の開設と職場環境の充実・改善にも取り組んでおります。今後、職員を対象とした職員満足度調査も予定しており、やりがいのある職場づくりを進めるとともに、さらなる医療サービスの質の向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） 一問一答でお願いします。初めに、小畑市長の政治姿勢についてでありますけれども、私の政治信条は是々非々です。評価するものは評価し、指摘するものは厳しくというのが私の政治姿勢です。市長にちょっと厳しい質問になるかと思いますが、一般市民の方から前回の選挙のときの話をされました。「3年前に、これが最後の選挙だということで地域を回られた。恐らく、今回は7選出馬はないのではないか」という市民の声がありました。その点について、市長は覚えがあるのかどうかお聞かせください。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 毎回の選挙で、これが最後だと思って戦ってきました。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） そういうことで、市民からは「恐らく、ないのではないか」という、むしろ残念な声だったと私は解釈をしました。

それと、今回の大館商工会議所・大館北秋商工会からの要望書の取り扱いについてでありますけれども、建設場所についての再考をどうするのかという問題よりも、まず、大館商工会議所等の要望書を見てみますと、本当に身を切る思いで、よほどの覚悟で要望してきているという大変仁義を得た中身であるということを何回も何回も読んで思いました。特に、2ページ目の「市内の経済団体である大館商工会議所と大館北秋商工会が、庁舎建設の議論も深まった今になって意見を述べるということに対する批判の誹りを免れないことは十分承知の上での要望でございます」、このように要望書の中に書いております。そして、最後は「庁舎建設時期は、合併特例債を財源とすることで建設の終期がありますし、建設場所しだいでは遺跡調査等が必要となる場合、調査も含めたタイムスケジュールが迫っていることも承知であります。どうか大館市全体のグランドデザインの議論も含め、庁舎建設を少子高齢化社会でも生き生きと暮らせるまちづくりや交通政策の視点、交流人口や定住人口の増加対策の視点から会議所や商工会等と議論ができる機会をいただきたく、ご要望いたします」と、このように締めくくっていますが、私は本当に身を切る思いで、この大館商工会議所・大館北秋商工会から要望書が出されたものだと思うのです。確かに議会としても、個々の判断で、効力はないということですが、ただ、市としてこれでいいのかどうか。再考についてはどうこうというよりも、まず、この中

身を見てみますと議論したいということが最後に書かれてあります。この議論できる機会をいただきたい、これを受けるべきではないかと私は思うのですが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 先ほど、議論の経過について改めて御報告したわけでありましてけれども、その都度、議会にお諮りしながら今まで議論を深めてまいりました。私としては、この進め方いかんについては、今までこうやってきたわけでありまして、これ以降のことについて、私は、受け入れるべきとか受けるべきではないという立場ではないと思います。あくまでも議会の御指示、そして議論の進め方に従っていくのが私の立場でございますので、その辺御理解いただければありがたいと思います。

○議長（中村弘美君） この際、議事の都合により休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前11時32分 休 憩

午後 1 時00分 再 開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

千葉倉男君の一般質問を許します。

〔10番 千葉 倉男君 登壇〕（拍手）

○10番（千葉倉男君） お疲れさまでございます。平成会の千葉倉男です。田植えも終わり、野山の新緑と相まって、一年の中でも最も爽やかで過ごしやすい季節を迎えました。本市も、爽やかですばらしい大館だと皆さんに言えるように、市長はもちろんのこと、職員も、私たち議員も全力で大館の諸課題に取り組んでいかなければいけないと感じておるところでございます。それでは、通告に基づきまして、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 点目、**空き家の実態把握と対策について**質問をさせていただきます。本市においては、少子高齢化により人口減少に歯どめがかからず、空き家がふえ続けているのが現状です。所有者の高齢化や遠隔地への移住、経済的な事情、相続人同士のトラブルなど、さまざまな理由で空き家が急増しております。空き家が適正に管理されず放置されると雑草や庭木が生い茂り、ごみの散乱、野良猫・野良犬・ネズミ・シロアリの繁殖など環境衛生面での問題が多く出てまいります。また、地震や台風などの自然災害発生時には建物の倒壊、瓦・トタン・看板などの飛散による周辺への被害、放火の対象、犯罪の温床にもなりかねません。こういった状況は、良好な景観や快適な住環境が保たれず、安全で安心な暮らしの実現にも大きな妨げとなっております。

ます。これ以上、空き家をふやさないことが大事であり、その意味においても空き家の実態把握とその対策が急務ではないかと考えます。こうした現状を踏まえ、本市では大館市老朽危険家屋対策事業実施要綱が制定され、平成25年8月1日から施行されています。平成21年度に市全域で実施した空き家調査では538件を確認したそうですが、その後の状況についての報告をお願いします。空き家件数及び空き家率は、現段階ではどのようになっているのか。また、市当局として対応はどうされているのかお伺いします。①火災を未然に防ぐ観点から、市内における空き家・廃屋での不審者情報や不審火情報など、市当局ではどの程度把握されているのかお伺いいたします。②町の景観を損ねたり、環境保全の観点からも現状の実態把握はされているのか。また、その対策はされているのかどうかをお伺いします。③犯罪の誘発など住民の安全・安心な生活が脅かされるような空き家があるのかどうか。実態把握とその対策についてお伺いします。④倒壊などにより第三者に被害が及ぶ。防災の観点からの実態把握と対策についてお伺いします。

2点目、児童の交通安全対策と学校の危機管理実施状況についてお伺いいたします。昨今の学校や子供を取り巻く環境は厳しく、さまざまな犯罪の発生や登下校時の事故など、子供たちは地域の中でも危険な場面に遭遇しているという報告があります。警察庁のまとめによると、小学校の低学年での交通事故が最も多いのは4月ではなく、5月から7月であることがわかりました。これは、学校生活になれてきて行動範囲が広がる時期でもあり、これからが事故につながっていく危険な時期となるわけです。小学校1・2年生の交通事故は14時から18時の時間帯が64.6%を占め、下校時や帰宅後、外で遊んでいるときに特に危険だということになります。大半は飛び出しによる事故だそうです。交通ルールを守る意味を十分に理解していないことも原因の一つであり、繰り返し交通安全教育の徹底が必要であります。学校に通う小学生の登下校時における交通安全対策について、現状をお聞かせ願います。また、先般、金沢市の小学校の運動会に刃物を持った男が侵入し、すぐ保護者に取り押さえられたので事なきを得ましたが、他人事では済ませられない事件であります。子供たちが安全で安心して学校へ通えるように、文部科学省では子ども安心プロジェクト事業を開始し、危機管理マニュアルを作成し、学校内外における子供の安全確保のため、学校・家庭・地域が連携して子供を守る防犯体制の整備を推進しておりますが、本市における学校の危機管理の現状をお尋ねします。

3点目、保育児を抱える親にとって切実な問題となっている**保育士不足と保育行政の取り組み**についてお伺いします。保育園・幼稚園の現状は、正規の保育士が不足しており、有資格者など臨時保育士が配置され保育に当たっています。また、保護者としては手厚い対応を求めて入所を希望しております。このような状況の中で、父母・保育士の願いは正規採用の保育士をふやし、充実した保育体制を要求するというものであります。保育園・幼稚園に企業経営的発想が盛り込まれるのも結構ですが、子供は国の宝であり、ふるさと大館の宝でもあります。まちづくりは人づくりとも言われるように、就学前児童の保育行政の充実のため正規保育士を計

画的に採用すべきと考えますが、市長の所見をお伺いします。

4点目、**緊急速報エリアメールが導入され2年が経過しましたが、活用実態について**お伺いいたします。自治体が、市民に災害情報を迅速に伝えることは非常に重要であり、平成24年1月から緊急速報エリアメールの導入がNTTドコモから始まり、平成25年7月にはau・ソフトバンクでも対応できるようになりました。このことは、市民にとって大きな利点でもあり、安心を確保するのに有効なサービスであると思っております。そこでお尋ねいたしますが、大館市民のどのくらいの方にメールが届くのか、これまで何回配信され、どのような情報であったのか、いまだよく実態が把握されておられませんので、開示をお願いいたします。また、このようなサービスが導入されていても、携帯電話の通話以外のさまざまな機能が使いこなせない市民がいることも実情であります。より多くの市民に役立つような利用者目線の活用方法が求められますが、活用拡大についてどのように取り組んでおられるのか、また、エリアメールの運用に当たり、問題点と将来の課題について市長の御所見をお伺いします。

結びに、私は一貫して議員とは常に市民の目線で、今必要なものは何かを考え、市民の声を多く聞きながら、市政に反映していくことが使命だと思っております。きょうの質問は、まさしく市民の暮らしと安全にとっては、大変重要なことばかりでございます。優先順位を明確にさせていただいて、早期に取り組んでいただくことを強く申し上げ、私からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの千葉議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**空き家の実態把握と対策について**。①火災を未然に防ぐ観点から、市内における空き家・廃屋での不審情報などはどの程度把握しているのか。②町の景観や環境保全の観点からも実態を把握しているのか。また、その対策について。③犯罪の誘発など住民の安全・安心な生活が脅かされるような空き家があるのか。その実態把握と対策について。④倒壊などにより第三者に被害が及ぶ。防災の観点からの実態把握と対策について。この4点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。平成21年度に実施した放置家屋等の調査では538件を確認しており、そのうち、所有者等が判明し適正管理を文書で要請した建物は118件、解体された建物は把握している分で18件となっております。また、空き家件数及び空き家率ですが、国の平成20年住宅・土地統計調査によると全国の総住宅数5,759万戸に対して空き家は757万戸空き家率13.1%で、秋田県は43万7,000戸に対して5万5,000戸12.6%、本市は3万2,800戸に対して4,600戸14.2%となっております。所有者の高齢化や管理人の不在、解体費用の問題などで空き家はさらに増加しているものと推測され、市では本年度、老朽危険家屋対策と空き家バンク制度への登録を推進するため、空き家調査を実施したいと考えております。本定例会に、空き家対策調査事業の関係予算案を提出しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。なお、空き家バンク制度を活用いただいた事例といたしまし

ては、4月に仙台市から下代野に移り住んで古書店が開店し、5月には横浜市から移り住んで大野地区にうどん店を開店するなど喜ばしいニュースがあったところであります。次に、火災を未然に防ぐ観点からの情報についてであります。不審者情報は寄せられておりませんが、不審火情報は出火原因が調査中のものを除き、過去5年間では1件報告されております。倒壊または倒壊のおそれのある、いわゆる老朽危険家屋については、衛生面や景観への悪影響や犯罪の温床となる可能性もあることは議員御指摘のとおりであります。市民や行政協力員などからも相談や苦情が寄せられており、可能な限り所有者等を調査・確認し、文書により適正管理を要請しております。また、老朽危険家屋が自然災害などにより市民に危険を及ぼすおそれがある場合は、緊急避難措置として危険を排除しているところではありますが、個人所有の財産について行政で対応するには限界があるのが実情であります。昨年、市では大館市老朽危険家屋対策事業実施要綱を制定し、所有者から土地・建物の寄附等の申し出があり一定の条件を満たし、公園や冬季の雪捨て場などのほか、市の事業用地として活用できる場合には市で老朽危険家屋を解体することができるようにいたしました。全国的には、空き家対策として行政代執行を可能とする条例を制定し、危険家屋の解体に従わない場合は行政代執行をできるとしている自治体もありますが、建物所有者の把握など調査に限界があることや行政代執行した際の費用の清算が困難な場合があるなど、有効な対策となっていない状況があります。現在、国においては自治体などから多くの要請を受け、自民・公明両党が空家等対策の推進に関する特別措置法案を国会に提出する動きがありますが、その法案は固定資産税情報の内部利用が可能となることや空き家への立ち入り調査ができること、危険な家屋等の所有者に除却などの命令を発することができること、所有者が不明の場合でも老朽危険家屋の解体を行政代執行により実施できるようになり、その解体費用の補助も盛り込まれる内容とうかがっております。議員御指摘のとおり、老朽危険家屋対策は喫緊の重要課題であり、今後も国の動向を注視しながら、積極的に対処してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の児童の交通安全対策と学校の危機管理の実施については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

3点目、**保育士不足と保育行政の取り組みについて**であります。合併後の市の正職員保育士の採用数は平成24年度に6人、25年度に2人でありました。本年度は市での採用は行っておりませんが、保育園4園の指定管理者となりました社会福祉法人大館感恩講が正職員保育士を19人採用しております。保育園への指定管理者制度導入に伴い、基幹保育園における正職員保育士の割合は昨年度から10%アップの49%となり、安定した保育行政に向けて一歩前進したものと考えております。また、本年度に予定されている学校法人の認定こども園の整備に伴い、約40人の保育士が必要となる見込みであります。今後は、官民一体となって正職員保育士の増加に努めるとともに、より安全・安心な保育を行うため市の保育施設全体で資質向上に向けて取り組む必要があります。市の保育士には、より専門的な知識・経験が必要な障害児保育等、官

民含めた市内の保育園の中で指導的役割を担うことが求められており、園児数の推移に合わせながら、計画的に正職員保育士を配置してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**緊急速報エリアメールが導入されて2年経過したが、活用実態について**ということですが、市では緊急時の情報伝達体制の強化を図るため、平成24年1月にNTTドコモの緊急速報エリアメールを、また、25年7月にはソフトバンク及びauの緊急速報メールを導入したところであります。この緊急速報メールは自動で配信される緊急地震速報のほか、市からの避難勧告・避難指示など緊急性の高い情報を市全域の携帯電話に対し、一斉にメール配信するものであります。また、市外に滞在中でも、その地域で津波警報や大津波警報などの緊急速報メールが配信された場合、情報を受け取ることができます。活用実績としましては、昨年8月9日豪雨時には被害状況の把握に迫われたことから、市民に対し情報を明確に発信できなかったことを教訓に、同年9月16日の台風第18号災害時には、避難勧告及び道路通行止め情報を3回にわたり発信いたしました。次に、本市における携帯電話契約者数については、総務省の調査によりますと県内の普及率は25年12月現在で79.5%となっておりますので、本市でもおむねこれに近い数値と思われ、7割以上の市民に緊急速報メールが届くものと推測しております。問題点としましては、発信内容が生命にかかわる緊急性の高い情報に限られていることではありますが、現在では防災訓練時にも使用できるようになるなど、使用開始当初と比べると徐々に使用条件も緩和されてきている状況であります。また、市では防災情報や緊急情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する大館市緊急時情報一斉配信メールも運用しており、現在約2,900人の登録があります。緊急速報メールや緊急時情報一斉配信メールの利用方法については、これまで広報やホームページに掲載しているほか、地元新聞にも複数回掲載いただいております。今後も利用拡大に向け周知してまいります。昨今の異常気象を含め、改めて災害の未然防止と対応の難しさを実感しているところであります。メールやツイッターなどは、大規模災害時にも通信の制約を受けにくいといったメリットがあることから、非常時の情報伝達手段として有効であると考えており、さらなる周知と利用拡大に努めてまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（高橋善之君） 議長。

○議長（中村弘美君） 教育長。

○教育長（高橋善之君） 千葉議員の2点目の御質問、**児童の交通安全対策と学校の危機管理の実施について**にお答えいたします。まずもって、議員におかれましては、西館小学校の毎月の交通指導日・交通安全週間には、欠かさず校門前で交通安全指導、爽やかな挨拶指導をしていただいていることに改めて感謝申し上げます。当市では、年度初めの4月に全ての小学校で交通安全教室を実施しております。また、登下校時には職員・保護者・交通安全協会・子ども守り隊など、学校・家庭・地域が一体となった登下校指導を行っております。さらに、市教育

委員会が委嘱した2名のスクールガードリーダーが各小学校を巡回し、専門的な立場から指導を行うなど、児童の安全については万全を期しているところであります。議員御指摘のとおり、学校生活になれ始め、活動が活発になる5月から7月にかけて交通事故が多発していることから、4月に行われた校長会でデータに基づいて注意を喚起いたしました。あわせて、本年3月に入学直前の子供が亡くなるというまことに痛ましい限りの交通事故が発生しておりますが、重大な事故のほとんどは児童の飛び出しによるものであり、このことについて、特に長期休み前や連休前など機会を捉えて、繰り返し、より具体的に指導するよう各校に指示を徹底しているところでございます。次に、不審者対応についてですが、平成13年に発生した大阪池田小学校事件を契機として、本市の小・中学校では全ての学校で危機管理マニュアルを作成しております。あわせて、不審者の侵入を想定した避難訓練を毎年実施しており、児童生徒が危険を察知し、いざというときに適切な行動がとれるように指導しております。また、不審者侵入事案において、第一発見者の対応がその後の結果を大きく左右することから、子供たちには指一本たりとも触れさせないという気迫を持って、教職員の危機管理意識と能力を高める研修会も実施しております。幸いなことに、本市においては不審者による学校への侵入事案はございませんが、登下校時に不審者が出没した事案は数件発生しております。これにつきましては、大館警察署と速やかに連携態勢を構築するほか、安全ガードボランティア隊・子ども守り隊など、地域の協力を得ながら対応し、子供たちの安全を確保してまいりました。緊急一斉メールや各校の緊急連絡網を使用して家庭へ連絡し、登下校時の協力を得るとともに、教職員も危険地域に立ち指導を行い、さらには警察署や地域の防犯協会からも協力を得て、下校時のパトロールや見守りをお願いしているところであります。このような地域と一体となった取り組みは、全県・全国的に高く評価されておりまして、昨年度は南小ガードボランティア隊が県から、城西小安全ガードボランティア隊が文部科学省から表彰をいただいております。以上のとおり、本市においては学校・家庭・地域が連携して児童生徒を守る体制が整備されており、今後も子供たちにとって全国一安全・安心な町を目指して、さらに推進してまいりますので、引き続き、御指導と御支援を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○10番（千葉倉男君） 議長。

○議長（中村弘美君） 10番。

○10番（千葉倉男君） ただいまの教育長の子供に対する交通安全対策については、熱い思いがひしひしと伝わってまいりました。人口減少の中で、これ以上子供たちを犠牲にするわけにはいきません。地域・行政・学校・関係機関が不離一体となりながら、交通事故撲滅のために一生懸命日々の努力をしていただきたい。このように思っており、私の一般質問を終わります。

○議長（中村弘美君） 次に、笹島愛子君の一般質問を許します。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○26番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。通告順に質問いたします。

私は定例会のたび、ほぼ毎回のように質問していますが、今回ほど緊迫した国会情勢の中での質問はないのではないかと感じているところです。その私の思いと重なるような地元紙のコラムがありましたので、かいつまんで紹介したいと思います。「朝起きればまず新聞を読む。近ごろの紙面には、こちらが思考停止になりそうだ。一服の茶にも一膳の食事にも気分が晴れない。それで、近場ながら山に行く」と書いています。どんな新聞記事かというと「政府が今後5年間の国土強靱化基本計画の素案をまとめた。津波が想定される地域の整備率を2016年には倍増の66%に引き上げるのが柱だ。避難計画が先だろうと思うのだが」云々、「連日報道の集団的自衛権行使容認の解釈改憲騒動。安倍首相の私的諮問機関が報告書をまとめたが、私的であれば法的裏づけはないだろう。なのに、猪突猛進ぶりには、ある友人は怖いと言った」。そしてもう一つが「衆議院の厚生労働委員会で地域医療・介護推進法案が強行採決。要支援切り推進法案ともやゆされる代物だ。人からコンクリートへ、まるで惨事便乗型政治を見るようだ。それやこれやで、うんざりして本日も山へ行く」と締めていました。私も、山へ行って耳を塞いで目を閉じて、深呼吸をして見て見ぬふりをして帰って来たいところではありますが、侵略戦争は絶対にだめだと先輩たちが命がけで頑張ってきた日本共産党の一員として、今こそ平和を願う国民の皆さんと手を携えて頑張るときだと、決意を新たにしたところです。このような中、5月16日に東北6県市町村長「九条の会連合」が結成されたというテレビニュースを見たときには、驚きと同時に大きな感動が湧き上がってきました。そこで、**東北6県市町村長「九条の会連合」の結成とアピールについて、市長の见解をお聞きしたい**と思います。

次に、**国民健康保険証から資格証になった世帯の生活実態を把握しておられるのか**お伺いしたいと思います。国民健康保険証は、命のかかった大事なものであることは言うまでもありません。しかし、保険税を払わない世帯には保険証のかわりに国保加入者であることを証明する資格証を発行することを決めて、現在、本市では43世帯に発行されております。この資格証につきましては、本市においては3桁の世帯に発行されていた年度もありました。命を守る保険証がなく、病院へ行くのをためらって死亡したり、重篤な症状に陥ったなどの報告が全国的に相次いで起きました。また、親の経済的都合で資格証になり子供へも影響があったことなどで、いわゆる国民的な運動が広がり、現在は18歳未満の子供がいる世帯には資格証の発行は行われていないはずです。しかしながら、どんな理由があるにせよ43世帯に資格証が発行されております。この資格証を持って病院に行けば、基本的に病院の窓口で全額支払いが条件になりますので、お金がなければ二の足を踏むことになるでしょう。このような思いをさせないためにも、生活の実態を把握しながら命の保障である国民健康保険証への切りかえをすることと同時進行で、適切な対応をしなければならないと思います。市長、このことについてはいかがお考えでしょうか。

次に、**農業・農地・食料等の将来展望について、市長のお考えをお聞かせいただきます**。平

和の問題と食料の問題は、人間が生きていく上で絶対に確保しなければならない重要な課題があります。その食を守るためにも、市長はＴＰＰへの参加にきっぱりと反対の意思表示をしているわけですので、私は心強さを感じているところです。しかしながら、安倍首相の諮問機関、規制改革会議の一つである農業ワーキンググループは、農業委員会の公選制の廃止や株式会社の農地所有自由化への道、さらに農協の事実上の解体という３点の改革案を出しました。これに対し安倍首相は、ＴＰＰを前提にした産業競争力会議の会合でこの３点の改革をセットで断行していくと発言しています。これらの発言は「日本の農業は解体してもいい」「外国からの輸入で賄えばいい」「農地は大企業等に手放せばいい。そのためには農協も農業委員会もいらない」という本音がはっきりと聞こえると言っても言い過ぎではないと思います。そこで、市長にお伺いいたします。米の生産調整・減反に協力した農家に支払われる定額補助金が半減したことや米の基準価格が下回った場合の差額分を翌年度に支給する交付金が来年度に廃止されるなど、農家の農業所得が大幅に減収することとあわせて国の規制改革が打ち出されたことで農業への意欲がそがれ、それが農業所得にも大きく影響するのではないかと懸念しますが、市長は、**市民の農業所得が今後どうなるか**と見通しているのでしょうか。

また、ＴＰＰ交渉は５月１９日、２０日の閣僚会議でも大筋合意ができずに７月に改めて協議することになっているようですが、とにかくさまざまな団体から「妥協ではだめだ。聖域を確保できないとわかったらＴＰＰ交渉から脱退も辞さないとの国会決議を守るべきだ」との声が上がっています。そこで市長にお伺いしますが、ＴＰＰなどで今後の**食の安全性**は確保できると思われるのでしょうか。

さらに、**多面的機能促進法案で本市の農地や環境**はどのように変化すると見ているのでしょうか。

そして、**農業委員会制度の見直し**について、市長はどう考えているのでしょうか。農地の番人の農業委員会会長大会が５月２７日に日比谷公会堂で開催され、ＴＰＰ交渉での重要農産物を聖域とする国会決議の遵守などの決議を採択すると同時に、政府の規制改革会議の農業ワーキンググループによる農業委員会解体意見に対抗していく運動も確認したということでもあります。これについては、農業者だけではなく国民の一大事業として頑張らなければいけないものと思っていますが、こんなにも日本の農業・農地を守らなければと頑張っている皆さんの活動が安倍政権の目には入らないのでしょうか。市長は、本市の基幹産業は農業と位置づけていますので、これら一連の農業改革については大変危惧していることと思いますが、市長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。どのような行動をとっていくおつもりでしょうか。決意をお聞かせください。

次に、**住宅リフォーム助成制度**についてお伺いいたします。平成２２年７月から始まったこの制度の申請件数は平成２５年度分までに４，２２８件、交付額が約２億６，２００万円に対し対象工事費は約７４億６，２００万円であり、地域経済に少なからず影響を与えています。この制度は利用する側

にも喜ばれているのは当然ですので、この利用範囲をまちづくりの一つとして空き店舗等の活用などにも広げることで町並みもきれいになり、中身も充実させれば人も集まり相乗効果が出るのではないのでしょうか。特に、大館商工会議所が調査した1月～3月期の中小企業景況によりますと昨年10月～12月期より悪化したとの報道がありました。そして、来期はさらに落ち込む予測であると述べています。このような中、補助率の拡充を行うことでさまざまな業種の企業にも波及するのではないかとこの展望を見据え、充実に向けて取り組むべきではないかと思うのですが、市長の決断をお聞かせいただきたいと思います。

次に、**職員の人事評価について**お伺いいたします。本市において平成25年度に実施した人事評価の結果は、8割以上は標準的であったと報道されています。市では、能力や実績の評価により組織の士気高揚と公務能率の向上を図ることを目的とし、昇給と勤勉手当に反映させるというものであります。職員を「極めて良好」「特に良好」、いわゆる標準の「良好」の3段階で評価するとのことですが、本当にこれでいいのでしょうか。この人事評価制度の導入について、国会では各自治体に義務づけるよう地方公務員法が改正されました。これについて日本共産党としては、地方公務員の仕事に成果主義はなじまないと批判をしました。今は、民間企業でも成果主義に基づく賃金体系等の見直しを求める意見が出ています。公務の場でランク分けされるということであれば上司の顔色ばかりうかがうことになり、職員の目が市民に向かなくなるのではないかと私は大変心配するものです。ちなみに、県内ではわずか8自治体だけが人事評価を導入しているということでもあります。この人事評価については、今後も実施する方向で考えておられるのでしょうか。私は、国が率先してやめるよう市長会等でも求めるべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、**矢立小学校と中学校の給食は、現在の自校方式で行うことについて**、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。来年度から矢立中学校と花岡中学校が第二中学校に統合されることで、矢立小学校の給食は北地区給食センターから配食される旨の計画であることに驚きました。統合が決まった後の矢立中学校校舎の活用につきましては、老朽化し建て直しが目の前に迫った矢立公民館として使用する方向性など、地域の皆さんで何度も話し合いが重ねられてきたことは御承知のことと思います。その結果、1階部分等につきましては矢立公民館として使用されることがほぼ決定され、2階・3階部分については、例えば福祉施設などに活用したらどうかなど、さまざまな意見・要望が出ているところであります。仮に地域の皆さんが利用できる施設等に改築された場合は、現在の給食調理施設はどうしても必要になるものと思います。確かに児童生徒数が統合により少なくなるため、カットすれば効率性・経済性から市の財政が潤うかもしれませんが、現在、地域でさまざま検討されている中であり、**自校方式での給食存続は必須**です。ぜひ再考していただきたいと思います。教育長の決意のほどをお聞かせください。

最後に、**青少年ホームのトイレを洋式に改修するよう求めたい**と思います。施設の名称は青

少年ホームではありますが、平日の利用者はほとんど中高年者のようであり、それもあり利用されているようで大変いいことだと思います。私も時々、車で送り迎えするのですが、皆さんとても生き生きと活動されています。そこで、中高年といえど何といたって洋式トイレです。せつかく多くの市民の方が利用されているわけですので、さらに利用しやすく、そして健康維持に役立ててもらいましょう。そのためにも、ぜひ洋式トイレの改修をやっていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。すぐにやると決意をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、東北6県市町村長「九条の会連合」結成。そのアピールについて市長の見解をということでありますが、憲法第9条は国際平和を誠実に希求するという趣旨の平和主義をうたったものであると認識しており、本市においても非核平和都市として平和を希求していくことは、未来永劫不変であります。市民の生命・財産・安全を守ることが最重要課題であり、市民の安全が脅かされる事態は避けなければなりません。今回の憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使についても、国民的理解を得ながらの慎重な対応が必要と考えているところであります。戦争と武力紛争が絶えることのない今日の国際社会において、日本国民が恒久平和主義の憲法原理に立脚し平和を目指す意義は大きく、憲法第9条の平和主義の趣旨を尊重しながら悲惨な戦争が繰り返されることのないよう、主権者である国民がさまざまな議論を通して関心を持ち、より一層の理解を深めることが最も肝要であると考えております。

2点目、国民健康保険証から資格証になった世帯の生活実態は、ということですが、市では、納期限から1年を超えて国民健康保険税の滞納が続いている世帯に対し、通常の保険証にかえて短期被保険者証を交付することとしており、納付していただくためにさまざまな手だてを講じてはなお、納付相談や弁明の機会に応じていただけない場合などに、やむを得ず資格証明書を交付しているところであります。6月1日現在では、43世帯55人が対象となっております。資格証明書は、国の指導に基づき要綱を定めて運用しており、医療機関を受診し一旦医療費を全額支払った後で保険給付分の返還を受けるものでありますが、入院などにより医療費が高額となる特別な事情がある場合は、届け出により短期被保険者証を交付し保険給付しております。なお、この要綱に定めるもののほか、資格証明書の対象者を決定する際に国保加入者の方々が継続して必要な医療が受けられるよう、高校生以下の子供、難病をお持ちの方や障害のある方を除外しております。また、資格証明書の判定に当たっては、生活困窮者が対象とならないよう通院状況など生活実態を把握した上で、生活保護基準と照らし合わせながら国保税の支払い能力がある方だけを審査対象としております。さらに、納税相談においては滞納している方の事情を十分に伺い、国保税の減免や徴収緩和制度、一部負担金の減免や生活保護などの福祉施策についても紹介するなど、きめ細かな対応をすることにより柔軟かつ慎重にこの

制度を運用し、あわせてこの制度の本来の目的である被保険者間の税負担の公平を確保し、国保財政の健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

3点目、**農業・農地・食料等の将来展望**についてであります。①**市民の農業所得はどうか**についてであります。農林水産省農業経営統計調査における秋田県の1経営体当たりの農業所得は、平成20年度から24年度までの5年間のうち、農業者戸別所得補償制度が本格実施となった23年度以降農家所得が向上してきており、この傾向は本市においても同様であると推測されます。しかしながら、このことは本県及び本市が米、特に主食用米に依存している農業であることが主な要因であり、本年度から実施される米の直接支払交付金が昨年度に比べ半額の10アール当たり7,500円となることや、30年度産米から米の直接支払交付金と米の生産調整が廃止となることから、今後農家所得への影響は避けることができないものと考えております。そのため、本年度創設した市独自の支援策である転作作物に対して助成する耕作放棄地発生防止作付推進事業や国の産地交付金などを積極的に活用し、米に依存した農業から複合経営への転換を進めながら農業所得の向上を図ってまいりたいと考えております。一方、農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積を進めるとともに、大規模農家の育成や農地集積、機械化による生産効率化を進め、規模拡大等による低コスト生産を図ることも必要であります。さらに、兼業農家から専業農家への農地の集積や農業法人等に対する支援により生産拡大や農業の効率化を図り、地域農業の発展につなげてまいりたいと考えております。

②**食の安全性**はについてであります。T P Pでは、国によって農畜産物の生産基準が異なる中、さまざまな農畜産物が大量に輸入される可能性があり、遺伝子組み換え食品や農薬使用の基準緩和など、食の安全の確保が懸念されております。また、価格の安い農畜産物が輸入されることで、国内の生産者は生産の減少や廃業などに追い込まれる心配もあります。食は人間が生きていく上で最も重要で基本的なことであり、将来を担う子供たちに安心できる食生活を提供するためにも地産地消による食の確保はもとより、T P Pへの参加に関しては、国民生活を脅かす不安材料を取り除き、食の安全・安心が確保されるよう国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

③**多面的機能促進法案で本市の農地や環境**はどうかについてであります。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案につきましては、地域の共同活動等を通じて農業・農村の多面的機能の維持発揮を将来にわたって確保するため制度を法制化するものであり、平成27年4月1日の施行に向けて今国会において審議中であります。農村地域における高齢化の進行、人口減少は集落機能が低下し、地域の共同活動によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に多大な支障を来すおそれがあります。法制化によって農業者が安心して営農でき経営も安定し、地域の農業・農村が守られることにつながることは、大変重要で意義のあることだと考えております。市では、5月28日にこれまで農地・水保全管理支払事業に取り組んでこられた51組織に対し、事業の移行と活動継続についての説明会を開催いたしました。さら

に今後、新規の取り組みを希望している12組織に対して手続などの指導を行うとともに、今まで取り組んでいなかった地域の方々に対しても働きかけを行う計画であります。今後も集落コミュニティの共同管理等により地域の農地が農地として維持され、将来にわたって農業・農村の多面的機能が十分に発揮されるよう国の制度を有効に活用し、地域活動や営農活動を支援してまいりたいと考えております。なお、制度の移行に伴い、本定例会に係る予算案を提出しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

④**農業委員会制度の見直しをどう見るのか**についてであります。農業委員会制度の見直しにつきましては、現在、農業委員の公選制の廃止や農地を取得できる法人の見直しなど、国の規制改革会議の農業ワーキンググループが取りまとめた農業改革に関する意見をもとに論議されているところであります。この中の公選制の廃止ということにつきましては、農業委員は地域の実情を理解し、地域から信頼され、自信と誇りを持って業務を遂行できる方である必要があり、現行の公選制の意義は大きいものと考えております。また、農地を所有できる法人の見直しにつきましては、農地中間管理機構を通じて地域の農業者に農地を集積する農政改革が始まったばかりであり、地域の農業者の理解が得られるよう十分に議論を深めていく必要があると考えております。農業委員会は、農地法に基づく法令業務の適正な執行を初め、担い手の確保や農地利用集積の推進、農地パトロールによる耕作放棄地の解消のほか、本年度からスタートした農地中間管理事業など、食の安全と農地を守るために果たしている役割は極めて大きいものがあり、今後も本市農業の発展のため、農業委員会制度を含む国の農業改革の動向を注視してまいりたいと考えております。

4点目、**住宅リフォーム助成制度の充実で各業種の応援を**ということですが、平成22年度から実施している住宅リフォーム緊急支援事業は、県の同事業との併用で多くの市民から御利用いただいております。25年度までの4年間の累計は申請件数4,228件、補助金交付額2億6,255万円、補助対象額74億6,248万円に達しており、地域経済の活性化と市民の住環境の向上に大きな効果を上げております。25年度の県内の利用率を見ると、当市は町村を除く市の中では3.7%と最も高い利用率となっております。また、市独自の制度として30万円以上50万円未満の少額工事も補助対象とすることや工事内容が異なれば何度でも利用できるようにするなど、きめ細かな対応をしているところでもあり、補助率5%からの引き上げはこれまで利用された方と不公平とならないよう今後も同率で実施していきたいと考えております。また、商店等も補助の対象とすることについてであります。本市には商店等のリフォームにも利用できる利子補給等の制度があり、商店の経営者等事業者の皆様につきましては、これらの有利な制度の御活用をお願いいたします。最後に、来年度以降の事業実施につきましては、県の動向を注視した上で、消費税の改定や地域経済の動向などを総合的に判断し決定してまいります。

5点目、**市職員の人事評価について**。市では、職員の任用や給与等の処遇、人材育成等に生かすことにより職員の意欲を高め、組織の活性化・公務効率の向上を図ることを目的として、

平成23年4月から人事評価制度を実施しております。実施に当たっては、職員が活発に業務を行い自分の能力を最大限に発揮できるようサポートを行うなど、人材育成に主眼を置いており、1次評価である本人の自己評価を参考として、それを2次評価・3次評価において上司が評価・確認の上、育成面談を行うこととしております。評価結果については育成面談時に本人に開示しており、業務に対する目的意識や意欲の向上、不得意分野への気づきと克服、業務の見直しにつながるなどのプラスの効果があらわれているほか、制度の透明性の確保にもつながっております。また、評価者によって評価の偏りが生じないように、結果の客観性・信頼性・納得性を高めるための評価者研修を毎年実施するとともに、制度のより効果的な運用を図るため随時見直しを行ってきたところであります。本年5月に地方公務員法が改正され、人事評価制度の導入による能力と実績に基づく人事管理の徹底が求められていることから、今後もその信頼性を確保し、効果を検証しながら人事評価制度を適切に運用してまいりますので、御理解をお願いいたします。

6点目の矢立小・中学校の給食は、現在の自校式で存続をについては後ほど教育長からお答え申し上げます。

7点目、**青少年ホームのトイレを洋式に**ということですが、青少年ホームは昭和41年に建設され、昨年1年間で約1万6,000人の方々に御利用いただいております。建設後48年が経過し老朽化が著しくなっており、トイレにつきましても建設当初のままであります。このたびのトイレ洋式化の御要望につきましては、施設を利用される方々の利便性・快適性向上を図るためにも、できるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長（高橋善之君） 笹島議員の6点目の御質問、**矢立小・中学校の給食は、現在の自校式で存続を。平成27年統合後の中学校施設の活用が地域で検討されている中、存続は必須条件**についてお答えいたします。現在の矢立給食センターにつきましては、矢立小学校・矢立中学校の校舎を建築した際、小学校校舎と中学校校舎の中央部分に1階は調理施設、2階は小・中学校が一緒に給食を食べるためのランチルームという形で設置したものであります。これは、当時全国的にも珍しい施設で小・中学生の交流を促進し、小・中学校の一体感を育む機能を果たしてまいりました。一方、平成20年に北地区給食センターが設置されたことに伴い、北地区の釈迦内給食室・花岡給食室・有浦給食室は全て廃止となりました。その際、矢立給食センターについてのみ複数校に給食を供給していること、小中連携を象徴する特別な施設であるという理由から残された経緯がございます。しかし、このたびの統合に伴いそのような特別な事情がなくなることから、さきの3つの施設と同様に廃止せざるを得ない状況となります。あわせて、設置時は2,000食を供給する施設としてスタートした北地区給食センターも、児童生徒数の減少に伴い供給食数が1,500食を切る状態となっております。これにより、現在は県の特別な配慮によって学校栄養士を1名増置していただいておりますが、これ以上減少するならばそ

れも厳しくなり、センター機能の維持のためにも北地区全体の給食供給をこの1カ所から行うということは、今後の児童生徒数の推移を見ましても避けられない判断であると考えております。給食の供給場所が北地区給食センターとなりましても、矢立小学校の子供たちには安全でおいしい給食を提供してまいりますし、議員御提言の統廃合後の調理施設の活用方については、学校給食とは別個の観点から考えるべき問題であると認識しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 一問一答方式でお願いします。

1点目です。東北6県市町村長でつくったアピールの内容は市長の手元に届いていると思いますが、最後のところに「私たちはこれにだまされず、断固として我が町の住民を戦争で殺させないためにこの運動を全国の市町村長に呼びかけ、地元の皆さんに広げたいと覚悟しています」と書かれています。いろいろな団体のアピールを読んでいます、「覚悟しています」というようなアピールの内容は初めて見たような気がして、決意をすごく強く感じているところです。集団的自衛権の問題については相馬議員にもお答えしておりましたが、国民の間にはさまざまな議論があり国の議論を見きわめなければならないと答えていました。私は、これについては市長の考えをはっきり述べるべきだと思います。そこでお聞きしたいのは、このアピールの内容もそうですが、代表世話人となっている横手の元市長の千田さんは市長の先輩であると思います。東大出身とうかがっておりますが、この会に市長も名前を連ねるべきだと思います。これについてはいかがでしょうか。ちなみに、東北6県では80数名の方が名前を連ねていますが、名前を公表しない方もおられるようです。今、大事な時期でありますので市長も会員になられたらどうでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 先輩にもいろいろな方がいらっしゃいます。実は、私もこの文章を読んでいた。覚悟のほどをということですが、なるほどと思いました。断固として我が町の住民を戦争で殺させないためにということで、その趣旨には大賛成であります。しかしながら、現在ほど価値観が多様化している社会はないわけでありまして、市長の立場として一方にくみするということは、正直に言って私にはできません。今回の場合には、全ての市民の代表であるということから先ほども申し上げましたけれども、国民が恒久平和主義の憲法原理に立脚し、平和を目指すという概念・趣旨を十分に尊重してこれからもやっていくぞということを、ここで高らかに宣言させていただきまして、御理解を賜りたいと思います。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 考えは、はっきり述べないと言われましたけれども、実はいろいろな考えの方たちが表明をしています。私が驚いたのは、6月5日付の日本平和委員会の平和新聞の見出しに、第1次安倍政権などで安全保障担当の内閣官房副長官補を務めた元防衛官僚の柳澤協二さんという方が5月19日に国会で講演をしたことが載っていました。「集团的自衛権 安倍首相会見 必要ないことみずから証明した」と大きな見出しになっています。詳しいことは述べませんが、さまざまな問題が言われている中でこのことが非常に気になりました。安倍首相の会見内容に「国民の生命や権利が根底から覆される事態にのみ、必要最小限度の自衛隊行使が」と書かれていて、柳澤協二さんは「慎重さを好む日本人は、必要最小限と言われると妙に納得してしまうところがある。でも、何のための必要最小限なのか、その目的こそが議論されるべきだ」というようなことを言っています。私は、今の時期に憲法を守るということは、非常に大事なことだと思います。この件について最後の質問ですが、この柳澤協二さんの講演を市長はインターネットか何かでごらんになったのでしょうか。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 寡聞にして存せず、まだ聞いておりませんが、そのうち勉強させていただきたいと思います。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 農業・農地・食料等の問題についてお聞きしたいと思います。食の安全について、5月30日付の秋田魁新報「加速する農業改革論議 私はこう思う」に、JAあきた女性組織協議会長の佐々木博子さんという方が「農協の解体に不安」と書いてありますが、その中で食料の安全性について「農協を通して流通する農産物は、農薬残量などの検査を通っており消費者に信頼してもらっているのではないかと。そして、生産地・生産者・農協の名前は安心のあかしになっていると思う」と述べております。市長は、野菜などを御自分で買われるのでしょうか。ほとんど奥さんが買い物をして食事をつくっておられるのでしょうか。つまり、大型店に行きますと本当に青々とした野菜が置いてありますが、生産地を見ると外国産のものがたくさんあります。私は、穀物と違って青物野菜はとれたものをすぐに食べることが原則だと思っていますし、体にいいと思っています。何日間もかけて外国から持って来るときには、それなりに薬をかけなければならないと誰もがわかっていることだと思います。現在、大館市産のものは、私は安全だと思っていますが、市長は外国からの青物を食べたことはあるのでしょうか。

○議長（中村弘美君） 26番。先ほどの市長答弁に関する再質問ですか。

○26番（笹島愛子君） はい。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） 私がいつも散歩をするとき、基本的に背負っているリュックサックには、大体においてスーパーで買ったものが入っております。特に、産地表示をなるべく見るようにしております。そして、できるだけ大館産のものを選んで、どうしても大館産のものがないうときは、国内でもできるだけ近くのものを選ぶようにしています。ほとんどの消費者の皆さんはそうされているのではないのでしょうか。まず大館産かどうか見て、そして少なくとも秋田県産かどうかと。地産地消は、食の安全を守るための第一原則ではないかと思います。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 食の安全性については、今後皆で考えていかなければならないと思っていますところでは。農業委員会制度の見直しについては、各自治体の首長が農業委員会制度は解体しないでほしいと一緒に頑張って声を上げるべきだと思います。先ほど述べましたが、農地の番人である農業委員会の集会がこの27日に行われ、その中で二田孝治会長が「農村活動で一生懸命活動する農業委員の役割を何ら評価せず解体だけを意図するものだ。理由も示さず農業委員会を邪魔者扱いしていると批判した」と述べたと書かれていますが、本当に日本の農業・農地がどうなるか大変心配しているところであります。先ほど市長は、農業委員会制度、特に公選制などは必要だと述べておられましたので、この動きに対しては機敏に対応していただきたいと思います。改めて決意のほどはいかがでしょう。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） さきの答弁で申しましたとおり、農業委員会の存在というのは極めて大きいものがあり、農業・農村のリーダーとして大変に重要な役割を果たされている皆さんであります。私自身、どうかその活動がきちんと評価され、今後とも制度として現在の制度が残っていくよう願っている一人であります。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 次に、市職員の人事評価について再度お聞きします。本市では、絶対評価をしているということでありましたが、大阪市では相対評価制度を導入したということでありました。1,000人以上の大阪市職員がこれによって下位のランクに落ち、職員の調査によると評価するほうも評価されるほうも7割以上が資質や能力、執務意欲の向上につながるとは思わないと述べています。私は、絶対評価と相対評価の違いはあるとは思いますが、例えば、市民との関係でいえば、ある職員は仕事が遅いかもしれないが市民からの評価はよい、もう一人の職員は仕事がとても早いけれども市民からの評価は余りよくないなど、人間ですからさまざまあると思います。評価するほうはさまざまな評価・調査項目があつて、それに当てはめて

いくとは思いますが、私は公務員の人事評価をやってはならないのではないかと思います。国は、2年後に全部の自治体が必ずやらなければならないと思います、これについては本当に心配しているところです。本市の職員には精神の病気で休んでいる方もおります。人事評価と直接関係があるかどうかはわかりませんが、能力の問題とこれを賃金に反映させることをやっていいのかとすごく不安に感じています。市長は、基本的にこの制度をやっていくようではありますが、ほかの自治体では今のところやっていないところもあります。やはり、今後やっていくということでしょうか。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） できるだけ職員の皆さんの意欲を引っ張り出し、人材育成を主眼としてこの制度を活用していきたいと思っているわけであります。議員御指摘のように、単純に通信簿のような形で「1」「2」「3」をつけるのが目的ではないと思います。育成面談とはその人を育てる面談であり、そこでいろいろなお話し合いをしてお互いに気づくところは気づき、また、評価する人に対しても偏りが生じないよう研修をやっていくという、お互いが高め合って、しかもコミュニケーションの機会としても貴重な機会ではないかと考えます。要は、制度の運用の仕方だと思いますので、その辺を十分に留意していきたいと思っています。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 学校給食の問題ですが、基本的にはどこの学校も自校方式が理想的だし、大変いいことだと思っています。ずっとそのことを訴えてきました。ただ、矢立小学校・中学校に関していえば、もしかすれば正式には自校方式ではなく親子方式になるのかもしれませんが。いずれにしても、小学校と中学校の間にある大変にいい給食の環境です。教育長は、さまざまな理由から来年度は北給食センターから持って来るという話をされました。私は、仮にそういうことになるにしても、統合してすぐその年からというのではなく、せめて2～3年様子を見られないかと思っていますが、これについてはどうでしょうか。

○教育長（高橋善之君） 議長。

○議長（中村弘美君） 教育長。

○教育長（高橋善之君） 確かに、自校方式にはよい点がたくさんあります。それは議員がおっしゃるとおりでございます。しかし、よいからといって世の中の状況や少子化の状態、財政的なものも含め、我慢してベターな方向を選んでいくというのも、私は大切な判断だと思っています。実際のところ、先ほど申し上げたとおり花岡・釈迦内・有浦と同じ条件になったにもかかわらず、なぜ矢立だけ2年であろうと3年であろうと残せるのかという合理的な説明をできるだけ根拠がございませんし、北地区給食センターの学校栄養士の増置が剥がれるということは、給食センターの学校栄養士の仕事として、いわゆる給食・栄養管理だけではなく食の

教育も行っておりますので、その機能が失われるということは北地区全体のマイナスになることでもあります。このようなことを考えますと2年、3年ということではなく、決断するときには決断しなければならないし、やるべきときにはやらなければならないと私は考えております。以上でございます。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） この給食の問題については、学校の関係ですので教育長から御答弁いただきました。今後、中学校の施設をどのように活用するのかについては地域の皆さんとの話し合いがなされるわけですが、確かに地域の皆さんが校舎を使うということになれば、学校とは違うわけですので、大きなガス釜などはないかもしれません。今、地域で検討されていますが、市長は学校をどのように活用するのかということとあわせて、仮に給食は北地区から持って来たとしても給食棟をきちんと残して活用させたいという思いはあるのでしょうか。もし、答えることができるのであればお聞きしたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畑 元君） これは、あくまでも想定範囲ですが、中学校を公民館だけとして使うとなれば少し広過ぎるところもありまして、地域の皆さんから「福祉施設を持って来られないか」「介護施設ができないか」などとお話を伺っています。そういったとき、給食施設も付随して利用できる機関があると思いますので、全部終わったから全部片づけますと、そう簡単な具合にはいかないもので、しばらく施設で使えるものは置いておいたほうが私もいいと思います。

○議長（中村弘美君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時28分 休 憩

午後2時38分 再 開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

虻川久崇君の一般質問を許します。

〔13番 虻川久崇君 登壇〕（拍手）

○13番（虻川久崇君） 平成会の虻川でございます。今回、一般質問の機会をいただきありがとうございました。6月定例会の一般質問も最後となり、気を引き締めて質問させていただきたいと思います。皆さんもお疲れのようで、しっかりと聞いてもらえるか心配ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、通告に従い順次一般質問を行います。

1点目、人口減少問題について。5月8日、有識者でつくる日本創生会議の人口減少問題検

討分科会は、地方から都市部への人口流出が現在のペースで30年間続くと、2040年には20代から30代までの若年女性が半数以下に減る自治体が、全国1,800市区町村のうち896に上るとの試算を発表いたしました。以前にも、少子高齢化が進行し集落の維持ができなくなる限界集落・準限界集落という言葉、内容にもショックを受けたわけではありますが、今回は町そのものが消えてしまう消滅可能性都市という言葉が出され衝撃を受けてしまいました。消滅可能性都市とは、子供を産む人の大多数を占める20歳から39歳までの女性人口が2010年から30年間で5割以上減る自治体で、行政機能の維持が困難となり、介護保険や医療保険など社会保障の維持が難しくなるほか、雇用も確保しづらくなるというものであります。小学校の入学式に行くと毎年新入生が減少し現在では20数名、中学校の運動会に行くと全校で50数名の生徒が一生懸命頑張っている。来賓席にいて「我々の時代には1学年70～80名いたのに寂しくなったね。今後どうなっていくのだろう」という話になります。地元小・中学校に限らず、大館市の現状は同じようなものであらうと思いますし、地域に子供がいなくなったと皆さんも実感していることと思います。発表によると、県内25市町村のうち唯一ふえるのが大潟村で311人から358人、あとの24市町村は減少。減少率が最も大きいのが、2,671人から679人に減る男鹿市の74.6%。最少の秋田市・鹿角市で54.3%、大館市では7,023人から3,123人減の55.5%であります。私は、大変よい視点から捉えていると思いますが、市長は今回の発表を聞いて**消滅可能性都市をどのように受けとめたのか**お聞きいたします。

大館市の人口は10年間で9.9%減少しておりますが、その内容を見ると児童生徒の数では、小学校では1,044人で24%、中学校は587人で26%の減、合計1,600余名の減少という具合で深刻な状況にあります。これは、若年女性の減少と密接な関係があると思います。高校を卒業して多くの女生徒が県外の短大・大学等へ進学いたします。卒業しても地元希望する就職先がない等々の理由から中央・県外にそのまま残り、帰って来ない現状があります。地元においても結婚しない、結婚しても子供が少ない状況もあります。従来、この若年女性減少問題に直接的・間接的に取り組んできた経緯はないようではありますが、私はこの**人口減少問題・若年女性減少問題に焦点を当て、政策の中心に置くべき**と考えます。子育て支援の充実はもちろんのこと、働く場所の確保・充実、そして帰って来たくような魅力ある政策も必要だと思います。スピード感をもって、中長期的な視野に立って取り組むべき問題であらうと思います。大変難しい問題ではありますが、このことに真剣に取り組まなければ、将来、本当に町が消滅してしまうと危惧を持っております。市長は、この問題にいかに対処するのかお伺いいたします。

2点目、**農業問題について**。豪雨災害復旧事業に当たられた職員の皆様には、休日を返上し一生懸命取り組んでいただいたことに敬意を表します。各地の説明会では、作付ができる、できないで混乱もあったようではありますが、工事が始まると天候にも恵まれ、また、業者の方々の努力もあり工事が順調に進み、作付できる面積が大幅にふえ、農家の方々も喜んでいところであります。また、昨年の3月定例会において小規模災害の助成を強くお願いしたところで

ありますが、くしくもその後甚大な災害が発生し、今回初めて市独自の復旧支援をいただき、心から感謝し御礼を申し上げる次第であります。それでは質問に入ります。①**昨年の豪雨災害について**。今回の行政報告で昨年の豪雨災害復旧事業等の進捗状況について、8割が作付可能になった旨の報告がありました。3月定例会で、農家が復旧を断念した農地は365カ所約31ヘクタールに上るとの報告がありましたが、現在はどうなっているのか。その内容を原因別にお知らせください。当市では、耕作放棄地発生防止作付推進事業を推進しており、お金のかかる問題ではありますが、このような観点からこれらの農地を今後どのようにしていくお考えなのかお伺いいたします。また、今回の災害査定において、水路の査定基準は分水から分水までを1工区と見るということで40万円以上の災害には該当せず、小規模災害復旧工事で対処したところが大多数でありました。もちろん、農家の負担も多くなります。一連の水路が埋まっているのに実態と合わないと感じ、今後、国にも働きかけていきたいと考えておりますが、これについてどのように受けとめているのかお知らせください。本工事ができなく、稲作農家等々から作付できるよう要請され仮復旧したところも多々ありますが、刈り取り後早急に関係者へその時期・内容等の説明会を開催し、混乱なく本工事ができるよう求めるものであります。この点についてもお伺いいたします。

②**大館市農業ビジョン・農地プランについて**。国の新たな農業・農村政策に対して、当市では大館市農業ビジョン、人・農地プランにおいて「農地中間管理機構への職員派遣」「本市の事業モデル地区指定」「農地集積の促進（30ヘクタール・農家200戸）」を掲げておりますが、大館市の経営規模・経営体の状況によりますと1ヘクタール未満の経営体が、実に3,022件65%を占め、水田経営面積の割合が15%であります。これらの農家では、高齢化・後継者の不在から規模を縮小したい、または離農したい意向の人が多いわけであります。当市は、このように多数の農家・農地が散在しており、集積していくためには種々困難が予想されますが、どのように推進し、成果を上げていく方針なのかお伺いいたします。

3点目、**買い物弱者を支える取り組みについて**。大型店の郊外への集積に伴い、各地域の商店の閉鎖等により買い物弱者と呼ばれる人がふえていると言われております。買い物弱者とは、住んでいる地域で食料品や生活用品などの日常の買い物が困難な人のほか、生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じている人のことを言い、農林水産政策研究所では、自宅からスーパーなど生鮮食料品店までの直線距離が500メートル以上離れ、車を持っていない人と定めております。秋田県内の買い物弱者は、県人口の8.4%に当たる9万7,000人、青森県・熊本県と同じ割合であり、全国で13番目に高くなっております。買い物弱者対策については、各地でさまざまな取り組みが広がりを見せており、福祉的な要素も求められております。運営面・採算面での課題もあるわけですが、地域住民と事業者、行政が連携して地域の実情に応じた対策を立てて、事業を継続・発展させることが将来の地域活性化につながると期待されているわけがあります。当市の現状、そしてどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

4 点目、**川口字横岩岱の水害対策について**。昨年の豪雨災害・台風による二度の水害で當下川沿地内は甚大な被害を受け、現在も田に堆積した土砂の撤去工事が行われているような状況であります。山田川の堤防の決壊はなかったものの、19年豪雨災害時も同じような被害があり、田の冠水は2年に一度は起こるような現状であります。地形的に見ると、長木川が立花字山田渡で米代川と合流し、さらに川口字横岩岱で山田川・引欠川が合流して水が集まる地域となっております。被害を大きくしている原因は、本流の米代川の水位がどんどん上昇するにつれ横岩地内から田に逆流し、立花地内まできて土砂が堆積することです。そして、がれきが残されてしまいます。新真中橋から山田川の合流地点まで、米代川の堤防がない現状であります。国土交通省でもこの状況を把握しており、平成15年ごろから「今泉の次はこの地域の改修工事をしたい」「内水はやむを得ないが、何としても堤防をきちんとつくり逆流は防ぎたい」と意欲を持ち、要望把握のため地域説明会等で何回も話し合いが行われました。もちろん、市・県にも積極的に取り組んでいただきました。しかしながら、最終的に地域合意が得られず、実施計画書から削除されてしまった経緯があります。国土交通省が19年の豪雨災害で見直しを決定した機会に、関係機関等に地域の計画を再度のせていただくようお願いしてきたところであります。昨年、平成会で国土交通省において勉強会を開催したときに実情を話し改修工事をお願いしたところ、地図を広げ把握しておりました。市長に質問すると「現在、河床を下げる工事をしている。これで大分流れがよくなる」との答弁で、以前より真正面から取り組む姿勢が弱く感じられます。**治水のため抜本的な改修が必要であり、先頭に立って取り組んでいただきたい**と思うものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

5 点目、**下川沿駅舎横のトイレ改修について**。下川沿駅舎改築のとき、その横に建っていたＪＲのトイレを解体するとの情報に、なくなつては大変困るということで地域の役員・地元議員が秋田市のＪＲに出向いて陳情し、その結果、大館市で受けるのであれば無償譲渡してもよいという返答をいただきました。管理は地元で行なうので何とか大館市に受けてもらいたいとお願いし、現在、大館市の財産となっております。市役所に勤務している地元職員でつくる新道会からの財政支援をいただいたりしながら経緯し、現在は下川沿地区連絡協議会で管理しております。御承知のように、当時の下川沿駅は大館桂高校・大館商業高校に通う生徒が利用し、また鷹巣方面に通う生徒の利用駅でもありました。現在のトイレは、町内住民のウォーキングや地域行事等でも有効に利用されており、公衆トイレとしての機能を十分に果たしております。現在は、大館国際情報学院の生徒の利用駅であり、将来は平成28年度に旧大館商業高校跡地・大館桂高校敷地に開校する大館地区統合校の利用駅となります。このことについて、先日、大館桂高校に設置されている統合準備室を訪ね、地域問題として話を聞いてきましたが、このトイレの**老朽化が進み改築の必要性が出てきました**。統合校のこともあり、地権者であるＪＲとの協議も必要であろうと思います。市長は常々、西地区は文教エリアとして発展させていくと話され、下川沿公民館が今年度に改築されることに伴い保育所・小学校・中学校・公民館をつ

なく遊歩道も考えていただき、ありがたく思っております。高校を含め、そこに公衆用トイレが入れば万全だと思いますが、これらについて市長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの虻川議員の御質問にお答えいたします。

1点目、人口減少問題について。①消滅可能性都市の受けとめ、②人口減少問題、若年女性減少問題を政策の中心に置くべきである。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。日本創成会議がこのほど公表した人口推計につきましては、消滅可能性自治体という表現、そして、大潟村を除く県内24市町村がこれに該当するとされたことは大変ショッキングであり、この問題提起に対して真摯に向き合わなければならないと思っております。市独自で旧市町村単位の人口を推計したところでは、中心部で30%程度、周辺部で60%以上の減少を示すなど、地域によって大きく偏る傾向が見られました。一方、日本の人口のピークは平成20年であったのに対し、秋田県ではそれより半世紀も前の昭和31年の135万人が最大でありました。高度経済成長に伴う地方から大都市圏への人口流出が過疎問題を生み、経済成長が鈍化した現在も解消されないまま大きな問題となっております。地方の人口減少は、秋田県が全国で最も厳しい状況であることに関し、まだ十分に研究がなされてはおりません。本市では、基幹産業である農業・林業・鉱工業が円高の影響で危機的状況にあった中で、社会資本整備と新たな産業の育成、企業誘致を強力に推し進めてきたところであります。これらの産業が地域に根づき、発展し続けることで雇用が創出され、市民の暮らしと地域社会が継続していくと考え、そのための環境整備が重要と考えております。しかしながら、今後20年程度で人口が増加に転じることは非常に困難であり、超高齢社会、税収の減などを見込んでもなお持続可能となるような体制の構築、とりわけD I D地区でのコンパクトシティの推進と農村部との連携・共存が必須の課題であると認識しております。同時に、20～30年後には人口を安定させ、もしくは増加に転じさせるよう、将来の人口再生産世代をふやしていく政策を開始しなければなりません。市では、人口減対策に関する庁内プロジェクトチームを早期に立ち上げ、人口5万人でもまちづくりを維持できるような中長期的な視点と、将来的には人口を増加に転じさせるような超長期的な視点の2つの視点から、少子化対策を中心とした人口減対策を検討してまいりたいと考えております。20代前半で子供を産む女性の割合は20年前の4分の1というデータが示すとおり、晩婚化や非婚化、第1子出産年齢の高齢化が急速に進んでおり、現在新たに、若年結婚を支援する制度や若い女性が働きやすい環境を整える支援策などを検討しているところであります。産業そして市民のライフプランへの働きかけ、移住推進等あらゆる手段を尽くしてまいりたいと考えております。

2点目、農業問題について。①昨年の豪雨災害についてであります。国の災害復旧事業については、5月末時点の状況として、国の査定を受けた農地135カ所、水田131ヘクタールと畑

1.7ヘクタールを合わせた132.7ヘクタールのうち、8割で今春の作付に間に合わせる事ができたところであります。しかしながら、残り2割の43カ所27.3ヘクタールについては作付に間に合わない状況であり、これらについては今後も復旧を進め、8月末までには14ヘクタールで転作作物等の作付が可能となる見込みであります。残る13.3ヘクタールについては秋以降の完成となるため、転作田を活用するなどの対応をお願いしているところでありますが、現段階では3カ所、約1.2ヘクタールが復旧を断念する見込みであります。また、復旧を断念した農地については、できる限り耕作放棄地にならないよう市の耕作放棄地発生防止作付推進事業を活用するなど、営農可能な部分での転作作物の作付を進めてまいります。国の水路にかかわる災害査定基準については、分水から分水の間が1つの単位となることから、水路によっては工事費が40万円以上の補助災害とならない箇所もありますが、できるだけ採択してもらえよう努力してまいります。議員御指摘のように実態と合わない現在の基準の見直しについて、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。応急対応等で仮復旧した箇所については、秋の刈り取り・収穫後、混乱なく工事が行われるよう農家と業者の調整を進めるとともに、年度内に工事が完了するように努力してまいります。

②大館市農業ビジョン・農地プランについてであります。ことし1月に実施した市内全農家4,593戸に対するアンケート調査では、1ヘクタール未満の農家3,022戸のうち約35%の農家が規模縮小、または離農を考えている結果となりました。これを受けて市では、大館市農業ビジョンに基づく農業振興策や地域の話し合いによる人・農地プランの見直し作業を進め、今年度創設された農地中間管理機構への農地集積を積極的に進めていくこととしております。農地を機構へ貸し付ける割合に応じて地域に交付される地域集積協力金などの機構集積協力金の活用や、農地集積を推進するための情報提供など、市農業委員会・JA・土地改良区等の市農業再生協議会構成団体が一丸となって積極的な関与を行ってまいります。また、本市が農地中間管理事業のモデル地域に指定されたことから、まずは市内におけるモデル地区を選定し、県農地中間管理機構及び市農業再生協議会などと協議しながら地域の農地集積を進めてまいりたいと考えております。

3点目、買い物弱者を支える取り組みについて。本市の現状、そして取り組みについてであります。買い物弱者の把握状況についてであります。議員御指摘のとおり農林水産政策研究所によれば、平成24年3月調査時点で秋田県の買い物弱者は9万7,000人と推計されており、うち65歳以上の高齢者が4万9,000人と全体の半数を占めているとされております。本市にこれを当てはめ推計いたしますと6,479人が買い物弱者であり、そのうち高齢者は3,272人となります。なお、市では昨年7月から市内の高齢者約2,000人を個々に訪問して各種のニーズ調査を実施しており、今月末には調査結果がまとまる予定でありますので、さらに詳細について把握できるものと考えております。次に、本市における買い物弱者支援についてであります。市ではスーパーなどがやむを得ず閉店した地域の買い物弱者支援策として、市内一円の生活バ

ス路線の堅持に努めております。中でも高齢者等低額フリーパス券支援事業は、23年7月からバス事業者の協力を得て実施しておりますが、多くの皆様に御利用いただき、大変好評を得ているところであります。この制度は、市内在住の65歳以上の高齢者や障害手帳をお持ちの市民を対象に、1カ月当たり3,000円の御負担で市内一円を何回でも御利用いただけるよう支援している制度であります。さらに市内のスーパーで購入した商品の宅配料金が半額となる特典もあり、買い物支援・通院支援、中心部と農村部との交流促進にもつながっております。また、ひとりで外出できない高齢者に対しては、介護サービスとしてヘルパーを派遣し、買い物代行を1割の自己負担で行っており、さらに市内の民間業者においては、カタログで受注した商品やお店で購入した商品を御自宅へ配送するサービスを行っているところであります。今後、高齢者ニーズ調査の各種結果を踏まえ、他市の先進事例なども参考にしながら、本市にとって有効な買い物弱者対策を総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**川口字横岩岱の水害対策について**であります。**新真中橋から山田川合流地点まで米代川の堤防が完備されていない。先頭に立って取り組んでほしい**とのことではありますが、米代川流域の治水対策は、かねてより秋田県北部地域の3市1町1村で米代川治水期成同盟会を結成し、昨年9月と10月に国や県へ出向き、河道掘削や樹木伐採による流下能力向上の推進、堤防の質的強化、無堤防地区の解消及び弱小堤防の強化を強く要望し、さらに10月8日には本市の治水対策向上と災害の復旧支援を市単独で国へ要望してきたところであります。さらには、大館市南土地改良区や板沢町内会・国土交通省・県・市の関係者が10月30日に現地調査を合同で実施し、河川整備の要望を行ってまいりました。これにより、国においては米代川と引欠川合流部の河道掘削や樹木伐採を速やかに実施していただき、県においては山田川の河道掘削を継続していただいたところであります。本年度、国では横岩町内の民家を守るため、米代川と山田川合流部の下流の既存堤防のかさ上げのための現地測量や調査を行う予定となっており、あわせて流下能力向上を目的に、横岩地区下流の大巻地区周辺の河道掘削の事業化を目指し、現地測量や調査を実施する計画であります。これにより約50万立方メートルから60万立方メートルの土砂を搬出できれば、米代川の上流水位が1メートルから1.5メートル程度下がる見込みであり、新真中橋から山田川間の浸水被害抑制にもつながるものと期待しております。たび重なる冠水被害を防止し、一刻も早い米代川流域の治水対策実現のため、引き続き関係機関へ粘り強く要望するとともに事業の推進を図るため、事業説明会や工事説明会を国と一緒に開催し、地権者への対応など地元で支援できる業務に全力で当たりながら、整備の促進と適正な維持管理の推進に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

5点目、**下川沿駅舎横のトイレ改修について。公衆トイレの機能を十分に果たしている現在のトイレは、老朽化しているため改修に取り組んでもらいたい**ということではありますが、このトイレは、平成18年の下川沿駅舎改築に伴いJRが廃止を決めた際に、地元からの存続の要望

を受け、ＪＲから市に無償で譲渡されたのは御指摘のとおりであります。市では、その際に電気や水道設備の一部改修を行い、維持管理につきましては下川沿地区連絡協議会や下川沿地区環境浄化推進委員会の皆様の御協力をいただき、現在、御利用いただいているところであります。今後は、28年度に旧大館商業高校跡地に統合高校が開校すること、また、下川沿公民館の改築や地域を結ぶ文教エリア散策路の整備とあわせて、地域の町内会が進めている新道山公園の整備が完成することなどにより、市民の往来やトイレ利用もふえるものと考えております。御要望のトイレの改築につきましては、必要なリフォームを行うことで地域住民の皆様に十分快適に御利用いただけるものと思っており、今後、リフォームの内容などを御相談させていただきたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（中村弘美君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第２ 議案等の付託

○議長（中村弘美君） 日程第２、議案等の付託を行います。

議案等12件は、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
認 第 2 号	専決処分の承認について（大館市市税条例等の一部を改正する条例）	厚 生 委
〃 第 3 号	専決処分の承認について（大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃
〃 第 4 号	専決処分の承認について（平成25年度大館市水道事業会計補正予算（第4号））	建 水 委
議案 第101号	大館市水防協議会条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第102号	高機能型消防指令装置整備工事の請負契約の締結について	〃
〃 第103号	市道路線の認定について（相染町旭ヶ丘2号線外1路線）	建 水 委
〃 第104号	平成26年度大館市一般会計補正予算（第1号）案	（ 分 割 ）

	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費（ただし、第1項第18目～第20目・第22目及び第2項・第3項を除く） 第9款 消防費 第2条第2表 債務負担行為補正のうち、空き家対策調査事業 第3条第3表 (1)・(2)地方債補正 (最 終 調 整)	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第18目～第20目・第22目及び第2項・第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費（ただし、第1項第17目を除く）	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第2条第2表 債務負担行為補正のうち、直売所ネットワーク構築事業、農業法人等魅力・資質向上事業	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第17目 第8款 土木費 第2条第2表 債務負担行為補正のうち、まちなみ活性化人材育成事業	建 水 委
議案 第105号	平成26年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第106号	平成26年度大館市財産区特別会計補正予算（第1号）案	総 財 委
〃 第107号	平成26年度大館市病院事業会計補正予算（第1号）案	厚 生 委
請願 第26号	少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書の提出要請について	教 産 委

陳情 第 53 号	手話言語法（仮称）制定に関する意見書の提出要請について	厚 生 委
-----------	-----------------------------	-------

○議長（中村弘美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月19日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時15分 散 会
